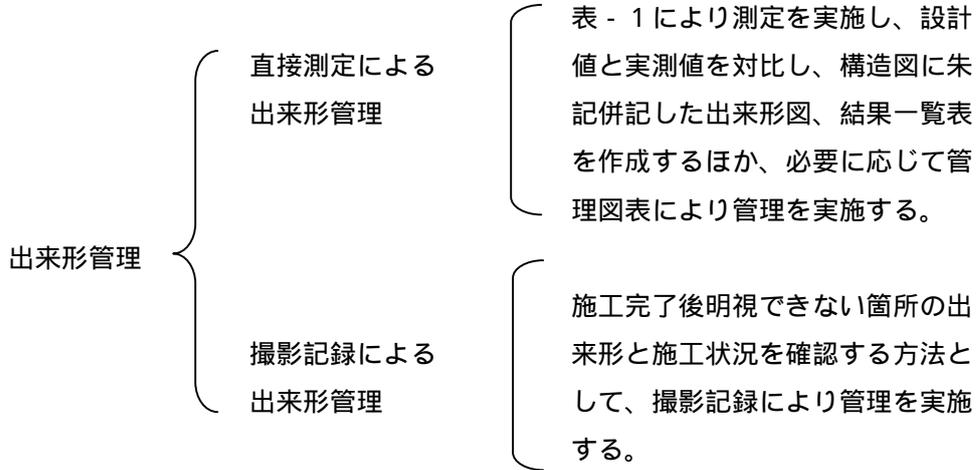
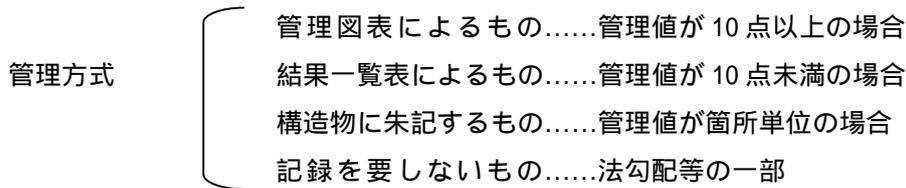


出来形管理基準

1. 出来形管理の構成は、次のとおりとする。



2. 出来形管理図表等は、原則として次の方式により作成するものとする。



3. 規格値

(1) 設計寸法と出来形寸法の差は、表 - 1 に示す規格値をはずれてはならない。

(2) 規格値の項目のうち、基準高については、設計図書に明記されたもののみ適用する。

(注) 表 - 1 の規格値が - (横バー) に表示されている箇所は、必要に応じて特記仕様書に明記された数値によるものとし、空白箇所については、直接測定を行うものとする。

出来形管理基準及び規格値

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			I-1	
	1-2-3-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-1	
	1-2-3-3	1	盛土工			I-2	
	1-2-3-3	2	盛土工（面管理の場合）			I-2	
	1-2-3-4			盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-3
					多数アンカー式補強土工法		I-3
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-3
	1-2-3-5			法面整形工	盛土部		I-3
1-2-3-6			堤防天端工			I-3	
第4節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			I-4	
	1-2-4-2	2	掘削工（面管理の場合）			I-4	
	1-2-4-3	1	路体盛土工			I-5	
	1-2-4-3	2	路体盛土工（面管理の場合）			I-5	
	1-2-4-4	1	路床盛土工			I-5	
	1-2-4-4	2	路床盛土工（面管理の場合）			I-5	
	1-2-4-5			法面整形工	盛土部		I-6
第3章 無筋、鉄筋コンクリート							
第7節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			I-6	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工						
第3節 共通の工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		I-7
				軽量鋼矢板		I-7
				コンクリート矢板		I-7
				広幅鋼矢板		I-7
				可とう鋼矢板		I-7
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカープ		I-7
	3-2-3-6		小型標識工			I-7
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		I-8
				転落（横断）防止柵		I-8
				車止めポスト		I-8
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		I-8
		2	路側防護柵工	ガードケーブル		I-8
	3-2-3-9		区画線工			I-9
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		I-9
				距離標		I-9
	3-2-3-11		コンクリート面塗装工			I-9
	3-2-3-12	1	プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋		I-10
		2	プレテンション桁製作工（購入工）	スラブ桁		I-10
	3-2-3-13	1	ポストテンション桁製作工			I-11
		2	プレキャストセグメント桁製作工	（購入工）		I-11
	3-2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			I-11
	3-2-3-15		PCホロスラブ製作工			I-12
	3-2-3-16	1	PC箱桁製作工			I-12
		2	PC押し出し箱桁製作工			I-13
	3-2-3-17		根固めブロック工			I-13
	3-2-3-18		沈床工			I-14
	3-2-3-19		捨石工			I-14
	3-2-3-22		階段工			I-14
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		I-14
		2	伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		I-15
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		I-15
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		I-15
		2	多自然型護岸工	かごマット		I-15
3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		I-16	
	2	羽口工	ふとんかご、かご枠		I-16	
3-2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		I-16	
			プレキャストパイプ工		I-16	
3-2-3-29	1	側溝工	プレキャストU型側溝		I-17	
			L型側溝工		I-17	
			自由勾配側溝		I-17	
			管渠		I-17	
	2	側溝工	場所打水路工		I-17	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		I-17
	3-2-3-30		集水樹工			I-18
	3-2-3-31		現場塗装工			I-18
第4節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		I-19
				砕石基礎工		I-19
				割ぐり石基礎工		I-19
				均しコンクリート		I-19
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		I-19
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		I-20
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		I-20
				鋼管杭		I-20
				H鋼杭		I-20
		2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		I-20
	3-2-4-5		場所打杭工			I-20
3-2-4-6		深礎工			I-21	
3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			I-21	
3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			I-21	
3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			I-22	
第5節 石・ブロック積（張）工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		I-22
				コンクリートブロック張り		I-22
				連節ブロック張り		I-22
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		I-22
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		I-23
	3-2-5-4		緑化ブロック工			I-23
3-2-5-5		石積（張）工			I-23	
第6節 一般舗装工	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		I-24
		1	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-25
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-26
		2	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-27
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-28
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-29
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-30
		4	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-31
		5	アスファルト舗装工	基層工		I-32
		5	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-33
		6	アスファルト舗装工	表層工		I-34
		6	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		I-35

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		I-35
		1	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-36
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-36
		2	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-37
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-37
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-38
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-38
		4	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-39
		5	半たわみ性舗装工	基層工		I-39
		5	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-40
		6	半たわみ性舗装工	表層工		I-40
		6	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-41
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		I-41
		1	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		I-42
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-42
		2	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		I-43
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-43
		3	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		I-44
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-44
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-45
		5	排水性舗装工	基層工		I-45
		5	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		I-46
		6	排水性舗装工	表層工		I-46
		6	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-47
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		I-48
		1	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		I-48
		2	透水性舗装工	表層工		I-49
		2	透水性舗装工	表層工（面管理の場合）		I-49

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-50
		1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		I-50
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		I-51
		2	グースアスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		I-51
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		I-52
		3	グースアスファルト舗装工	表層工（面管理場合）		I-52
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		I-53
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		I-53
		3	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		I-54
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		I-54
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		I-55
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（下層路盤工）		I-55
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		I-55
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		I-56
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		I-56
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		I-56
	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		I-57
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-57
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-58
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-58
		5	薄層カラー舗装工	基層工		I-58
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		I-59
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		I-59
		3	ブロック舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		I-60
	3-2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		I-60
		5	ブロック舗装工	基層工		I-60
	3-2-6-15		路面切削工			I-61
	3-2-6-16		舗装打換え工			I-61
	3-2-6-17		オーバーレイ工			I-61

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			I-62	
	3-2-7-3		置換工			I-62	
	3-2-7-4		表層安定処理工	サンドマット海上		I-63	
	3-2-7-5		パイルネット工			I-63	
	3-2-7-6		サンドマット工			I-63	
	3-2-7-7			パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		I-64
					ペーパードレーン工		I-64
					袋詰式サンドドレーン工		I-64
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		I-64	
	3-2-7-9			固結工	粉末噴射攪拌工		I-64
					高圧噴射攪拌工		I-64
					スラリー攪拌工		I-64
					生石灰パイル工		I-64
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		I-65	
				鋼矢板		I-65	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		I-65	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		I-65	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		I-65	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		I-66		
	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			I-66	
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			I-66	
	3-2-10-22		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80	
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鑄造費（金属支承工）		I-67	
		2	一般事項	鑄造費（大型ゴム支承工）		I-68	
		3	一般事項	仮設材製作工		I-69	
		4	一般事項	刃口金物製作工		I-69	
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合		I-70	
				シミュレーション仮組検査を実施する場合		I-70	
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合		I-72	
	3	桁製作工	鋼製えん堤製作工（仮組立時）		I-73		
3-2-12-4		検査路製作工			I-74		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			I-74
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			I-75
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			I-75
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			I-75
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			I-76
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			I-76
	3-2-12-11		工場塗装工			I-77
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		I-78
				ケーブルクレーン架設		I-78
				ケーブルエレクション架設		I-78
				架設桁架設		I-78
				送出し架設		I-78
				トラベラークレーン架設		I-78
	3-2-13		架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		I-79
				架設桁架設		I-79
			架設工支保工	固定		I-79
				移動		I-79
			架設桁架設	片持架設		I-79
				押出し架設		I-79
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子散布工		I-79
				張芝工		I-79
				筋芝工		I-79
				市松芝工		I-79
				植生シート工		I-79
				植生マット工		I-79
				植生筋工		I-79
				人工張芝工		I-79
				植生穴工		I-79
				2	植生工	植生基材吹付工
	客土吹付工		I-79			
	3-2-14-3		吹付工（仮設を含む）	コンクリート		I-80
				モルタル		I-80
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		I-81
				現場吹付法枠工		I-81
	3-2-14-4	2	法枠工	プレキャスト法枠工		I-81
	3-2-14-6		アンカー工			I-81
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		I-82
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			I-82

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工（共通）	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		I-83
				多数アンカー式補強土工法		I-83
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		I-83
	3-2-15-4		井桁ブロック工			I-83
第16節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		I-84
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		I-84
第18設 床版工	3-2-18-2		床版工			I-85

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 計量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-63	
	6-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-63	
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64	
	6-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64	
	6-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-64	
第5節 護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19	
	6-1-5-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第6節 矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19	
	6-1-6-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
第7節 法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22	
	6-1-7-4		護岸付属物工			I-86	
	6-1-7-5		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23	
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22	
	6-1-7-7		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23	
	6-1-7-8		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81	
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				巨石積み		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
				かごマット		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	6-1-7-10		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80	
	6-1-7-11		植生工		3-2-14-2植生工	I-79	
	6-1-7-12		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご					3-2-3-27羽口工	I-16	
かご枠					3-2-3-27羽口工	I-16	
連節ブロック張り					3-2-5-3連節ブロック張り	I-22	
第8節 擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82	
第9節 根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-1-9-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-9-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-9-7		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
第10節 水制工	6-1-10-3		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14	
	6-1-10-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	6-1-10-5		かご工	じゃかご		3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16
	6-1-10-8		杭出し水制工			I-86	
第11節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24	
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	6-1-11-8		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59
	6-1-11-9		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	6-1-11-10		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	6-1-11-11		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	6-1-11-12		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路附属物工		3-2-3-10道路附属物工	I-9
	6-1-12-4		標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
第13節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			I-86
	6-1-13-4		ハンドホール工			I-87
第2章 浚渫（川）						
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84
第3節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84
第4節 浚渫工（バックホウ浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84
第3章 樋門・樋管						
第3節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-3-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-3-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		I-87
				2	函渠工	ヒューム管
				P C管	I-87	
				コルゲートパイプ	I-87	
				ダクタイル鋳鉄管	I-87	
			P C函渠	3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16	
6-3-5-7		翼壁工			I-88	
6-3-5-8		水叩工			I-88	
第6節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-3-6-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-3-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-3-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第7節 水路工	6-3-7-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	6-3-7-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	6-3-7-5		暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第8節 附属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-3-8-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第4章 水門						
第3節 工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-75
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	6-4-3-9		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-69
	6-4-3-10		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 水門本体工	6-4-6-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-4-6-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-4-6-6		矢板工(遮水矢板)		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-4-6-7		床版工			I-88
	6-4-6-8		堰柱工			I-88
	6-4-6-9		門柱工			I-88
	6-4-6-10		ゲート操作台工			I-88
	6-4-6-11		胸壁工			I-88
第6節 水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		6-3-5-7翼壁工	I-88
	6-4-6-13		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-88
第7節 護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	6-4-7-5		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	6-4-7-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第8節 付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-4-8-8		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第9節 鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-4-9-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第10節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第11節 床版工	6-4-11-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-12-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-4-12-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	I-10

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	6-4-14-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-11
	6-4-14-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入 工)	I-11
	6-4-14-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-11
	6-4-14-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-4-14-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-4-14-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	6-4-14-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	6-4-15-2		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-4-15-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	6-4-15-5		PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15PCホロースラ ブ製作工	I-12
第16節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-4-16-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-4-16-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第18節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-35
	6-4-18-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-41
	6-4-18-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-48
	6-4-18-9		グースアスファルト 舗装工		3-2-6-11グースアスファ ルト舗装工	I-50
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗 装工	I-53
	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
6-4-18-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59	
第5章 堰						
第3節 工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-69
	6-5-3-4		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	6-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製 作工	I-75
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製 作工	I-75
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製 作工	I-76
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作 工		3-2-12-9プレビーム用桁 製作工	I-76
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製 作工	I-75
	6-5-3-12		アンカーフレーム製 作工		3-2-12-8アンカーフレー ム製作工	I-75

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		3-2-12-1仮設材製作工	I-69
	6-5-3-14		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-5-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	6-5-6-7		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-5-6-8		床版工		6-4-6-7床版工	I-88
	6-5-6-9		堰柱工		6-4-6-8堰柱工	I-88
	6-5-6-10		門柱工		6-4-6-9門柱工	I-88
	6-5-6-11		ゲート操作台工		6-4-6-10ゲート操作台工	I-88
	6-5-6-12		水叩工		6-3-5-8水叩工	I-88
	6-5-6-13		閘門工			I-88
	6-5-6-14		土砂吐工			I-88
	6-5-6-15		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	第7節 固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工
6-5-7-4			場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
6-5-7-5			オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
6-5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
6-5-7-7			矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
6-5-7-8			堰本体工			I-88
6-5-7-9			水叩工			I-88
6-5-7-10			土砂吐工			I-88
6-5-7-11			取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
第8節 魚道工		6-5-8-3		魚道本体工		
第9節 管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			I-89
第10節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工(クレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-7		架設工(架設桁架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-8		架設工(送出し架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		3-2-13 架設工(鋼橋)	I-78
	6-5-10-10		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第11節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第12節 床版工	6-5-12-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第13節 橋梁附属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管 管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第15節 コンクリート管理橋 上部工(PC橋)	6-5-15-2		プレテンション桁製 作工(購入工)		3-2-3-12プレテンション桁 製作工(購入工)	I-10
	6-5-15-3		ポストテンション桁 製作工		3-2-3-13ポストテンション 桁製作工	I-11
	6-5-15-4		プレキャストセグメ ント桁製作工(購入 工)		3-2-3-13プレキャストセグ メント桁製作工(購入 工)	I-11
	6-5-15-5		プレキャストセグメ ント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグ メント主桁組立工	I-11
	6-5-15-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-5-15-7		架設工(クレーン架 設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-5-15-8		架設工(架設桁架 設)		3-2-13架設工(コンクリ ート橋)	I-79
	6-5-15-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	6-5-15-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第16節 コンクリート管理橋 上部工(PCホロー スラブ橋)	6-5-16-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-5-16-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	6-5-16-5		PCホロースラブ製 作工		3-2-3-15PCホロースラブ 製作工	I-12
第17節 コンクリート管理橋 上部工(PC箱桁 橋)	6-5-17-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	6-5-17-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	6-5-17-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第18節 橋梁付属物工(コン クリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	6-5-18-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	6-5-18-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第20節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-5-20-7		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 機場本體工	6-6-4-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	6-6-4-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	6-6-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
	6-6-4-6		本體工			I-90
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			I-90
第5節 沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 沈砂池工	6-6-5-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20	
	6-6-5-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-6-5-6		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-6-5-7		コンクリート床版工			I-90	
	6-6-5-8		ブロック床版工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-6-5-9		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第6節 吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	6-6-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20	
	6-6-6-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-6-6-6		本体工		6-6-4-6本体工	I-90	
第7章 床止め・床固め							
第3節 軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 床止め工	6-7-4-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	6-7-4-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	6-7-4-6		本体工	床固め本体工			I-91
				植石張り	3-2-5-5石積（張）工	I-23	
				根固めブロック	3-2-3-17根固めブロック工	I-13	
	6-7-4-7		取付擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-7-4-8		水叩工	水叩工			I-91
		巨石張り		3-2-3-26多自然型護岸工	I-15		
		根固めブロック		3-2-3-17根固めブロック工	I-13		
第5節 床固め工	6-7-5-4		本堤工		6-7-4-6本体工	I-91	
	6-7-5-5		垂直壁工		6-7-4-6本体工	I-91	
	6-7-5-6		側壁工			I-91	
	6-7-5-7		水叩工		6-7-4-8水叩工	I-91	
第6節 山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82	
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22	
	6-7-6-5		石積擁壁工		3-2-5-5石積（張）工	I-23	
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19	
第8章 河川維持							
第7節 路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		1-2-3-6堤防天端工	I-3	
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53	
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24	
第8節 付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8	
第9節 付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8	
	6-8-9-5		付属物設置工		3-2-3-10道路付属物工	I-9	
第10節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		6-1-13-3配管工	I-86	
	6-8-10-4		ハンドホール工		6-1-13-4ハンドホール工	I-87	
第12節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		3-2-14-2植生工	I-79	
第9章 河川修繕							
第3節 軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 腹付工	6-9-4-2		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3	
	6-9-4-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-79	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	3-2-3-27羽口工	I-16
				連節ブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	I-22
				コンクリートブロック張り	3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
				石張工	3-2-5-5石積(張)工	I-23
	6-9-5-3		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
第6節 堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
第7節 管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	6-9-7-4		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	6-9-7-5		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	6-9-7-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	3-2-3-29側溝工	I-17
				集水桝工	3-2-3-30集水桝工	I-18
6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	3-2-3-5縁石工	I-7	
第8節 現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		3-2-7-4表層安定処理工	I-63
	7-1-4-3		パイルネット工		3-2-7-5パイルネット工	I-63
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	7-1-4-5		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	7-1-4-6		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			I-92
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			I-92
	7-1-5-7		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	7-1-5-8		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	7-1-5-9		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第6節 護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			I-92
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			I-93
第7節 擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
第8節 天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			I-93
第9節 波返工	7-1-9-3		波返工			I-93
第10節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		7-1-6-5コンクリート被覆工	I-93
	7-1-10-5		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
第11節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第12節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-12-4		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				プレキャストボックス	3-2-3-29暗渠工	I-17
				コルゲートパイプ	3-2-3-29暗渠工	I-17
				タグタイル铸铁管	3-2-3-29暗渠工	I-17
7-1-12-6		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17	
第13節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	7-1-13-6		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
第14節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	7-1-14-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	7-1-14-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	7-1-14-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	7-1-14-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第14節 付帯道路工	7-1-14-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9	
第15節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路附属物工		3-2-3-10道路附属物工	I-9	
	7-1-15-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5	
第4節 突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			I-94	
	7-2-4-5		吸出し防止工			I-94	
第5節 突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			I-94	
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			I-95	
	7-2-5-6		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	7-2-5-7		詰杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20	
	7-2-5-8		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7	
	7-2-5-9		石枠工			I-95	
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			I-95	
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作			I-96
		2	ケーソン工	ケーソン工据付			I-96
	7-2-5-12	3	ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			I-96
				1	セルラー工		
	7-2-5-12	2	セルラー工	セルラー工据付			I-97
3				セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		
第6節 根固め工	7-2-6-2		捨石工			I-97	
	7-2-6-3		根固めブロック工			I-98	
第7節 消波工	7-2-7-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-2-7-3		消波ブロック工			I-98	
第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）							
第3節 海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			I-98	
	7-3-3-4		吸出し防止工		7-2-4-5吸出し防止工	I-94	
第4節 海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14	
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		7-2-5-5海岸コンクリートブロック工	I-95	
	7-3-4-4		ケーソン工		7-2-5-11ケーソン工	I-96	
	7-3-4-5		セルラー工		7-2-5-12セルラー工	I-97	
	7-3-4-6		場所打コンクリート工		7-2-5-10場所打ちコンクリート工	I-95	
第4章 浚渫（海）							
第2節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84	
第3節 浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		3-2-16-3浚渫船運転工	I-84	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 養浜						
第2節 軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第3節 砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		7-2-6-3根固めブロック工	I-98

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防えん堤						
第3節 工場製作工	8-1-3-3		鋼製えん堤製作工		3-2-12-3-3桁製作工 (鋼製えん堤製作工(仮組立時))	I-73
	8-1-3-4		鋼製えん堤仮設材製作工			I-99
	8-1-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 法面工	8-1-6-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	8-1-6-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	8-1-6-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	8-1-6-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16	
第8節 コンクリートえん堤工	8-1-8-4		コンクリートえん堤本体工			I-99
	8-1-8-5		コンクリート副えん堤工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			I-99
	8-1-8-8		水叩工			I-100
第9節 鋼製えん堤工	8-1-9-5		鋼製えん堤本体工	不透過型		I-100
				透過型		I-101
	8-1-9-6		鋼製側壁工			I-102
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-99
	8-1-9-9		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-100
8-1-9-10		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第10節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-1-10-6		沈床工		3-2-3-18沈床工	I-14
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第11節 砂防えん堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第12節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	8-1-12-8		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	8-1-12-9		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
	8-1-12-10		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
	8-1-12-11		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第13節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	8-1-13-4		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 流路護岸工	8-2-4-4		基礎工(護岸)		3-2-4-3基礎工(護岸)	I-19
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 流路護岸工	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	8-2-4-7		石積擁壁工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
	8-2-4-8		護岸附属物工		6-1-7-4護岸附属物工	I-86
	8-2-4-9		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
第5節 床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-2-5-5		垂直壁工		8-1-8-4コンクリート堰堤本体工	I-99
	8-2-5-6		側壁工		8-1-8-6コンクリート側壁工	I-99
	8-2-5-7		水叩工		8-1-8-8水叩工	I-100
	8-2-5-8		魚道工			I-102
第6節 根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		3-2-3-17根固めブロック工	I-13
	8-2-6-6		捨石工		3-2-3-19捨石工	I-14
	8-2-6-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
第7節 流路附属物設置工	8-2-7-2		階段工		3-2-3-22階段工	I-14
	8-2-7-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第4節 法面工	8-3-4-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	8-3-4-3		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	8-3-4-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
	8-3-4-6		アンカー工(プレキャストコンクリート板)		3-2-14-6アンカー工	I-81
	8-3-4-7		抑止アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
第5節 擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	8-3-5-4		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
	8-3-5-6		補強土壁工		3-2-15-3補強土壁工	I-83
	8-3-5-7		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-83
	8-3-5-8		落石防護工		10-1-11-5落石防護柵工	I-109
第6節 山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			I-102
	8-3-6-5		山腹暗渠工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	8-3-6-6		現場打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	8-3-6-7		集水柵工		3-2-3-30集水柵工	I-18
第7節 地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			I-103
	8-3-7-5		集水井工			I-103
第8節 地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	8-3-8-4		固結工		3-2-7-9固結工	I-64

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		3-2-3-4矢板工	I - 7
第9節 抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I - 20
	8-3-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I - 20
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		3-2-4-6深礎工	I - 21
	8-3-9-6		合成杭工			I - 103

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		I-104
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		I-104
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		I-105
	9-1-4		コンクリートダム工	導流壁		I-106
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			I-107
	9-2-4-6		フィルターの盛立			I-107
	9-2-4-7		ロックの盛立			I-107
	9-2		フィルダム (洪水吐)			I-108
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			I-108

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		I-109
				工場塗装工	3-2-12-11工場塗装工	I-77
第4節 地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-62
	10-1-4-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-42
	10-1-4-4		サンドマット工		3-2-7-6サンドマット工	I-62
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		3-2-7-7バーチカルドレーン工	I-64
	10-1-4-6		締固め改良工		3-2-7-8締固め改良工	I-64
	10-1-4-7		固結工		3-2-7-9固結工	I-64
第5節 法面工	10-1-5-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-1-5-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-1-5-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-1-5-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
第6節 軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第7節 擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-7-5		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
				多数アンカー式補強土工法	3-2-15-3補強土壁工	I-83
ジオテキスタイルを用いた補強土工法				3-2-15-3補強土壁工	I-83	
10-1-7-8		井桁ブロック工		3-2-15-4井桁ブロック工	I-83	
第8節 石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-1-8-4		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
第9節 カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-1-9-5		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-1-9-6		場所打函渠工			I-109
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第10節 排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-18
	10-1-10-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-1-10-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			I-109
	10-1-11-5		落石防護柵工			I-109

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	10-1-11-6		防雪柵工			I-110
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			I-110
第12節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			I-110
	10-1-12-5		遮音壁本体工			I-110
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		3-2-7-2路床安定処理工	I-62
	10-2-3-3		置換工		3-2-7-3置換工	I-42
第4節 舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		3-2-6-7アスファルト舗装工	I-24
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		3-2-6-8半たわみ性舗装工	I-35
	10-2-4-7		排水性舗装工		3-2-6-9排水性舗装工	I-41
	10-2-4-8		透水性舗装工		3-2-6-10透水性舗装工	I-48
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		3-2-6-11グースアスファルト舗装工	I-50
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		3-2-6-12コンクリート舗装工	I-53
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
	10-2-4-12		ブロック舗装工		3-2-6-14ブロック舗装工	I-59
	10-2-4		歩道路盤工			I-111
	10-2-4		取合舗装路盤工			I-111
	10-2-4		路肩舗装路盤工			I-111
	10-2-4		歩道舗装工			I-111
	10-2-4		取合舗装工			I-111
	10-2-4		路肩舗装工			I-111
	10-2-4		表層工			I-111
第5節 排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-5		集水樹（街渠樹）・マンホール工		3-2-3-30集水樹工	I-18
	10-2-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-2-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			I-112
第6節 縁石工	10-2-6-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第7節 踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		I-112
				ラバーシュー		I-112
				アンカーボルト		I-112
第8節 防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-2-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-2-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-2-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		I-112
		2	大型標識工	標識柱工		I-112

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			I-113
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		I-113
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		I-113
第13節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		3-2-12-1刃口金物製作工	I-69
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			I-114
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-75
	10-3-3-5		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第6節 橋台工	10-3-6-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-6-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-6-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-6-8		橋台躯体工			I-115
第7節 RC橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-7-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-7-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-22
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		I-116
				重力式		I-116
				半重力式		I-116
	2	橋脚躯体工	ラーメン式		I-117	
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-3-8-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-3-8-5		深礎工		3-2-4-6深礎工	I-21
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		3-2-4-7オープンケーソン基礎工	I-21
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		3-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	I-21
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		3-2-4-9鋼管矢板基礎工	I-22
	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型		I-117
		2	橋脚フーチング工	門型		I-118
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型		I-118
		2	橋脚架設工	門型		I-118
	10-3-8-11		現場継手工			I-118

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第9節 護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-9-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第10節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		3-2-4-3基礎工（護岸）	I-19
	10-3-10-4		矢板工		3-2-3-4矢板工	I-7
第11節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-3		護岸付属物工		6-1-7-4護岸付属物工	I-86
	10-3-11-4		緑化ブロック工		3-2-5-4緑化ブロック工	I-23
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-3-11-6		石積（張）工		3-2-5-5石積（張）工	I-23
	10-3-11-7		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	巨石積み	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
			多自然型護岸工	かごマット	3-2-3-26多自然型護岸工	I-15
	10-3-11-9		吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-3-11-10		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-3-11-11		覆土工		1-2-3-5法面整形工	I-3
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
				ふとんかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		かご枠		3-2-3-27羽口工	I-16	
		連節ブロック張り		3-2-5-3連節ブロック張り	I-22	
第12節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-4		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		3-2-12-10鋼製排水管製作工	I-76
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			I-119
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		3-2-12-3桁製作工	I-70
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		3-2-12-8アンカーフレーム製作工	I-75
	10-4-3-13		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-9		架設工（トラベラー クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		I-119
2		支承工	ゴム支承		I-119	
第6節 橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
第7節 床版工	10-4-7-2		床版工		3-2-18-2床版工	I-85
第8節 橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-4-8-3		落橋防止装置工			I-120
	10-4-8-5		地覆工			I-120
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			I-119
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			I-120
	10-4-8-8		検査路工			I-120
第9節 歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		3-2-4-4既製杭工	I-20
	10-4-9-4		場所打杭工		3-2-4-5場所打杭工	I-20
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	I型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-117
				T型	10-3-8-9橋脚フーチング工	I-117
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
10-4-9-7		現場塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18	
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		3-2-12-9プレビーム用桁製作工	I-76
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		3-2-12-7橋梁用防護柵製作工	I-75
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		3-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	I-74
	10-5-3-5		検査路製作工		3-2-12-4検査路製作工	I-74
	10-5-3-6		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第5節 PC橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
				スラブ橋	3-2-3-12プレテンション桁製作工（購入工）	I-10
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		3-2-3-13ポストテンション桁製作工	I-11
	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		3-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	I-11
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		3-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	I-11
	10-5-5-6		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（コンクリート橋）	I-79
	10-5-5-9		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	10-5-5-10		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第6節 プレベーム桁橋工	10-5-6-2		プレベーム桁製作工	現場		I-121
	10-5-6-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		3-2-13 架設工（鋼橋）	I-78
	10-5-6-6		床版・横組工		3-2-18-2床版工	I-85
	10-5-6-9		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第7節 PCホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-7-4		PCホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-7-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第8節 RCホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
	10-5-8-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第9節 PC版桁橋工	10-5-9-2		PC版桁製作工		3-2-3-15PCホロースラブ製作工	I-12
第10節 PC箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-10-4		PC箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-10-5		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
第11節 PC片持箱桁橋工	10-5-11-2		PC片持箱桁製作工		3-2-3-16PC箱桁製作工	I-12
	10-5-11-3		支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-79
第12節 PC押し箱桁橋工	10-5-12-2		PC押し箱桁製作工		3-2-3-16PC押し箱桁製作工	I-13
	10-5-12-3		架設工（押し架設）		3-2-13架設工（コンクリート橋）	I-79
第13節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-5-13-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-5-13-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	10-6-4-3		吹付工			I-121
	10-6-4-4		ロックボルト工			I-121
第5節 覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			I-122
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		10-6-5-3覆工コンクリート工	I-122
	10-6-5-5		床版コンクリート工			I-122
第6節 インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			I-123
第7節 坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
第8節 坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			I-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 坑門工	10-6-8-5		明り巻工			I-124
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		3-2-12-11工場塗装工	I-77
第6節 現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			I-125
	10-11-6-4		カラー継手工			I-125
	10-11-6-5	1	防水工	防水		I-125
		2	防水工	防水保護工		I-125
	3	防水工	防水壁		I-126	
第7節 プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			I-126
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		I-126
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		I-127
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	10-11-6-2現場打躯体工	I-125
第6節 付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			I-127
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	10-12-5-2管路工(管路部)	I-126
第4節 付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		10-12-6-2ハンドホール工	I-127
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	10-14-4-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	10-14-4-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	10-14-4-5		切削オーバーレイ工			I-128
	10-14-4-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	10-14-4-7		路上再生工			I-128
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
第5節 排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		3-2-3-30集水桝工	I-18
	10-14-5-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-14-5-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-14-5-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第6節 防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-3		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-14-6-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-14-6-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第7節 標識工	10-14-7-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-14-7-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-112
第8節 道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9
	10-14-8-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-113
	10-14-8-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-113
第9節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第10節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積 (張)工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-14-11-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
第12節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-109
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第13節 法面工	10-14-13-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-14-13-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-14-13-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-14-13-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
		ふとんかご		3-2-3-27羽口工	I-16	
第15節 橋梁付属物工	10-15-15-2		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-15-15-4		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-15-15-5		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-15-15-6		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-15-15-7		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第17節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	10-16-3-4		桁補強材製作工			I-129
	10-16-3-5		落橋防止装置製作工		3-2-12-6落橋防止装置製作工	I-75
第5節 舗装工	10-16-5-3		路面切削工		3-2-6-15路面切削工	I-61
	10-16-5-4		舗装打換え工		3-2-6-16舗装打換え工	I-61
	10-16-5-5		切削オーバーレイ工		10-14-4-5切削オーバーレイ工	I-128
	10-16-5-6		オーバーレイ工		3-2-6-17オーバーレイ工	I-61
	10-16-5-7		路上再生工		10-14-4-7路上再生工	I-128
	10-16-5-8		薄層カラー舗装工		3-2-6-13薄層カラー舗装工	I-57
第6節 排水構造物工	10-16-6-3		側溝工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-4		管渠工		3-2-3-29側溝工	I-17
	10-16-6-5		集水枡・マンホール工		3-2-3-30集水枡工	I-18
	10-16-6-6		地下排水工		3-2-3-29暗渠工	I-17
	10-16-6-7		場所打水路工		3-2-3-29場所打水路工	I-17
	10-16-6-8		排水工		3-2-3-29側溝工	I-17
第7節 縁石工	10-17-7-3		縁石工		3-2-3-5縁石工	I-7
第8節 防護柵工	10-16-8-3		路側防護柵工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-4		防止柵工		3-2-3-7防止柵工	I-8
	10-16-8-5		ボックスビーム工		3-2-3-8路側防護柵工	I-8
	10-16-8-6		車止めポスト工		3-2-3-7防止柵工	I-8
第9節 標識工	10-16-9-3		小型標識工		3-2-3-6小型標識工	I-7
	10-16-9-4		大型標識工		10-2-9-4大型標識工	I-112
第10節 区画線工	10-16-10-2		区画線工		3-2-3-9区画線工	I-9
第12節 道路付属施設工	10-16-12-4		道路付属物工		3-2-3-10道路付属物工	I-9

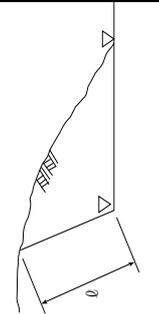
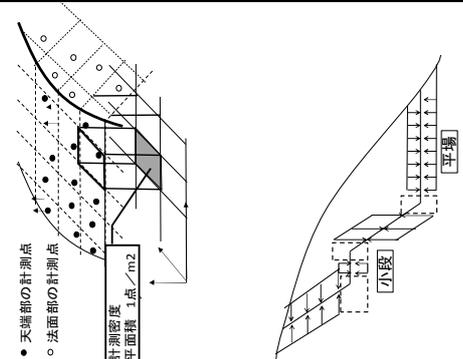
【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	10-16-12-5		ケーブル配管工		10-2-12-5ケーブル配管工	I-113
	10-16-12-6		照明工		10-2-12-6照明工	I-113
第13節 軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		1-2-4-3路体盛土工	I-5
第14節 擁壁工	10-16-14-3		場所打擁壁工		3-2-15-1場所打擁壁工	I-82
	10-16-14-4		プレキャスト擁壁工		3-2-15-2プレキャスト擁壁工	I-82
第15節 石・ブロック積(張)工	10-16-15-3		コンクリートブロック工		3-2-5-3コンクリートブロック工	I-22
	10-16-15-4		石積(張)工		3-2-5-5石積(張)工	I-23
第16節 カルバート工	10-16-16-4		場所打函渠工		10-1-9-6場所打函渠工	I-109
	10-16-16-5		プレキャストカルバート工		3-2-3-28プレキャストカルバート工	I-16
第17節 法面工	10-16-17-2		植生工		3-2-14-2植生工	I-79
	10-16-17-3		法面吹付工		3-2-14-3吹付工	I-80
	10-16-17-4		法枠工		3-2-14-4法枠工	I-81
	10-16-17-6		アンカー工		3-2-14-6アンカー工	I-81
	10-16-17-7		かご工	じゃかご	3-2-3-27羽口工	I-16
ふとんかご				3-2-3-27羽口工	I-16	
第18節 落石雪害防止工	10-18-18-4		落石防止網工		10-1-11-4落石防止網工	I-109
	10-18-18-5		落石防護柵工		10-1-11-5落石防護柵工	I-109
	10-18-18-6		防雪柵工		10-1-11-6防雪柵工	I-110
	10-18-18-7		雪崩予防柵工		10-1-11-7雪崩予防柵工	I-110
第20節 鋼桁工	10-16-20-3		鋼桁補強工		10-16-3-4桁補強材製作工	I-129
第21節 橋梁支承工	10-16-21-3		鋼橋支承工		10-4-5-10支承工	I-119
	10-16-21-4		P C橋支承工		10-4-5-10支承工	I-119
第22節 橋梁付属物工	10-16-22-3		伸縮継手工		3-2-3-24伸縮装置工	I-14
	10-16-22-4		落橋防止装置工		10-4-8-3落橋防止装置工	I-120
	10-16-22-6		地覆工		10-4-8-5地覆工	I-120
	10-16-22-7		橋梁用防護柵工		10-4-8-6橋梁用防護柵工	I-120
	10-16-22-8		橋梁用高欄工		10-4-8-7橋梁用高欄工	I-120
	10-16-22-9		検査路工		10-4-8-8検査路工	I-120
第25節 現場塗装工	10-16-25-3		橋梁塗装工		3-2-3-31現場塗装工	I-18
	10-16-25-6		コンクリート面塗装工		3-2-3-11コンクリート面塗装工	I-9

【第11編 水路編】

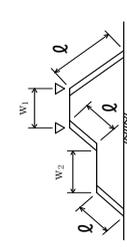
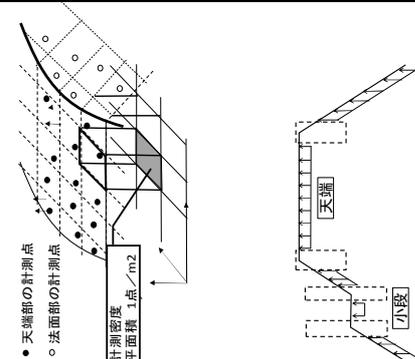
章、節	条	枝番	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 開水路					
第3節 現場打ちフルーム水路		現場打ちフルーム水路		I-130	
第4節 コンクリートライニング水路		ライニング水路		I-141	
		連節ブロック		I-141	
		コンクリートマット		I-141	
第5節 鉄筋コンクリート二次製品水路	1-5-2 L型、大型水路	コンクリート二次製品水路		I-140	
		コンクリート二次製品 大型フルーム水路		I-140	
		鉄筋コンクリートL型水路		I-140	
第6節 ブロック積水路		コンクリートブロック水路		I-140	
		鉄筋コンクリート組立柵渠		I-140	
第2章 暗渠及びサイホン		サイホン及び暗渠		I-130	
第3章 管水路					
第7節 布設及び接合	3-7-2 塗覆装鋼管	管布設		I-132	
		V型開先（両面溶接）		I-133	
		V型開先（片面溶接）		I-133	
		V型開先（片面裏当溶接）		I-134	
		X型開先（両面溶接）		I-134	
		周継手溶接		I-134	
		すみ肉溶接		I-135	
		放射線透過試験		I-136	
		素地調整		I-136	
		液状エポキシ樹脂塗装		I-137	
		アスファルト塗覆装		I-138	
		3-7-3 ダクタイル鋳鉄管	管水路（コンクリート二次製品）		I-139
		3-7-4 強化プラスチック複合管	管水路（強化プラスチック管）		I-139
	3-7-5 硬質塩化ビニル管	管水路（硬質塩化ビニル管）		I-139	
	たわみ	管水路（埋設とう性管）		I-139	
		ダクタイル鋳鉄管		I-139	
		鋼管		I-139	
		強化プラスチック管		I-139	
	砂基礎	管水路基礎（砂基礎等）		I-140	
水路トンネル		支保工		I-131	
		コンクリート覆工		I-131	
附帯構造物		チェック		I-141	
		放水工		I-141	
		余水吐		I-141	
		落差工		I-141	
		流入工		I-141	
		分水工		I-141	

出来形管理基準及び規格値

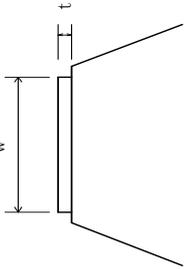
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	土工	3	2	掘削工		基準高▽	±50	±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。「T S」を用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-2
									法長θ	θ < 5m	-200			
1	共通編	2	土工	3	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	±50	個々の計測値		1. 3次元データによる出来形管理において「レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T Sを用いた出来形管理要領（土工編）」、「T S（ノンプリズム方式）」を用いた出来形管理要領（土工編）」または「R T K-G N S Sを用いた出来形管理要領（土工編）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5 cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5 cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
								法面 (小段含む)	±70	±160				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-3
						法長 θ	-100	基準高は各法肩で測定。「TSS」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	幅 W_1, W_2	-100	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)、「空中写真測量(無人航空機)」を用いた出来形管理要領(土工編)、「無人航空機搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領(土工編)、「TSS」を用いた出来形管理要領(土工編)または「RTK-GNSS」を用いた出来形管理要領(土工編)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
						標高較差	平均値 -50 個々の計測値 -150	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	法面4割<勾配	-50	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面と標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		
						法面4割≧勾配(小段含む)	-60	4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	※ただし、勾配は、鉛直方向の長さ1に對する、水平方向の長さXをX割と表したものを	-170	5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						標高較差	-170			

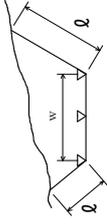
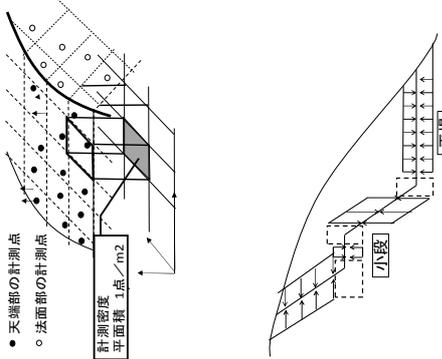
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	4	盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50			施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	
							厚さ t	-50						
							控え長さ	設計値以上						
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	5	法面整形工 (盛土部)	厚さ t	※-30			施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	
							幅							
1	共通編	2	3	河川・海岸・砂防土工	6	堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25		幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-6	
							厚さ t	t ≥ 15cm	-50					
							幅	w	-100					

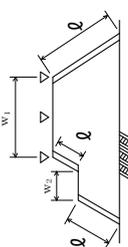
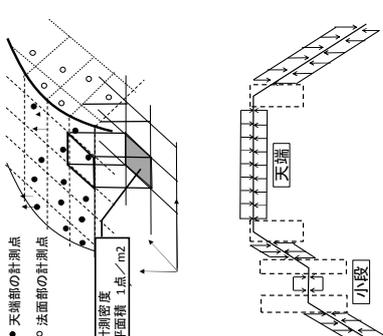
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

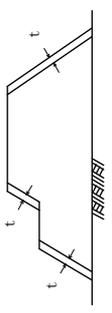
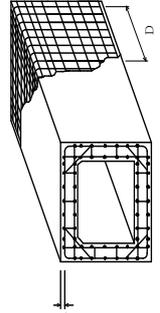
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S」を用いた出来形管理要領 (土工編) または「R T K-G N S S」を用いた出来形管理要領 (土工編) の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎の基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2
							法長 θ	-200			
1	2	4	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編)、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編)、「T S」を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「T S (ノンプリズム方式) 」を用いた出来形管理要領 (土工編) または「R T K-G N S S」を用いた出来形管理要領 (土工編) に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面の標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内が存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
							平場	±50			
							標高較差	±50			
							水平または標高較差	±70			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工		基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「T S」を用いた出来形管理要領 (土工編) または「R T K-G N S S」を用いた出来形管理要領 (土工編) の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4
							法長θ	-100			
							幅	法長-2% -100			
1	2	4	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)		天端	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編)、「空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「無人航空機搭載型レーザーキャナ」を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「T S」を用いた出来形管理要領 (土工編)」、「T S (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理要領 (土工編)」または「R T K-G N S S」を用いた出来形管理要領 (土工編) に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
							法面 (小段含む)	平均値			
							標高較差	±150			
							標高較差	±80			

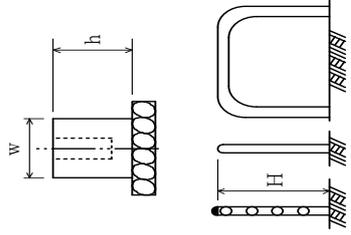
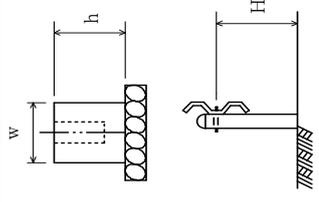
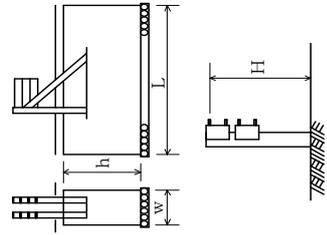
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	共通編	2	4	5		法面整形工 (盛土部)		厚	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-5
								平均間隔 d	±φ			
1	共通編	3	7	4		組立て		かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準 7編 2章 2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編 6.6）による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4

出来形管理基準及び規格値

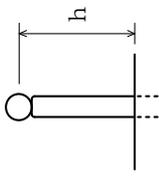
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合)は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合)は25m) につき1ヶ所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-4
							根入長	設計値以上			
							変位 θ	100			
3	土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカーブ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-2-3-5
							設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基礎 基礎1基毎		
							基礎	幅 w (D)			
高さ h	-30										
							根入れ長	設計値以上			3-2-3-6

出来形管理基準及び規格値

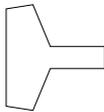
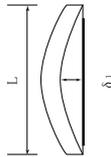
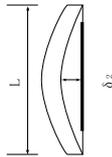
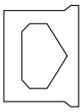
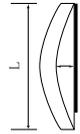
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-7
							基礎	高さ h	-30		
							パイプ取付高 H	+30 -20			
3	土木工事共通編	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-8
							基礎	高さ h	-30		
							ビーム取付高 H	+30 -20			
3	土木工事共通編	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w	-30		3-2-3-8
							基礎	高さ h	-30		
							基礎	延長 L	-100		
3	土木工事共通編	2	3	8			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

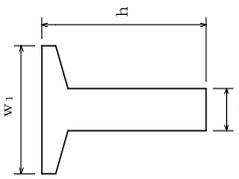
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9			区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストポイントにより測定。		3-2-3-9
							幅 w	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10			道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		3-2-3-10
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11			コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 II-82「表- II.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは500㎡とする。		3-2-3-11

出来形管理基準及び規格値

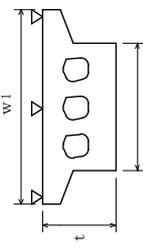
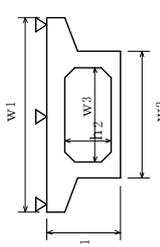
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	プレテンション桁製作 工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5			
							橋桁のそり δ_1	±8			
							横方向の曲がり δ_2	±10			
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	プレテンション桁製作 工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤ 10m ±L/1000… L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 断面図  側面図  平面図	3-2-3-12
							断面の外形寸法	±5			
							橋桁のそり δ_1	±8			
							横方向の曲がり δ_2	±10			

単位：mm

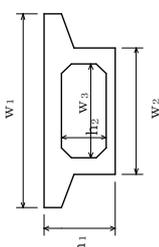
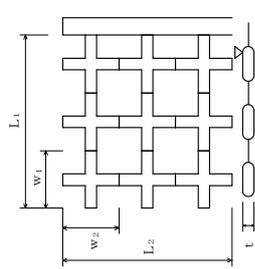
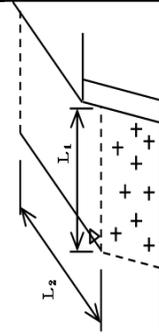
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	3	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-13 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のポストテンションのプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
							幅 (下) w_2	±5			
							高 さ h	+10 -5			
							桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			
3	土木工事共通編	2	3	14	2	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁 長 ϕ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		3-2-3-13
							断面の外形寸法 (mm)	—			
							桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			
							断面の外形寸法 (mm)	—			
3	土木工事共通編	2	3	14		プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレストレング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする ϕ : 支間長 (m)		3-2-3-14
							横方向最大タワミ	0.80			
							断面の外形寸法 (mm)	—			
							桁 長 ϕ 支間長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.80			

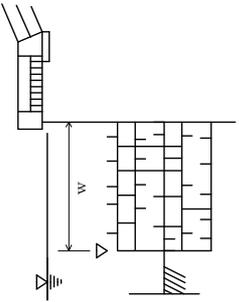
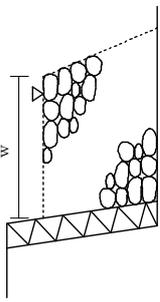
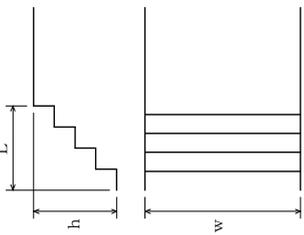
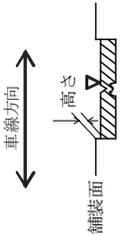
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長 (m)		3-2-3-15 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			
3	2	3	16		PC箱桁製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ ：桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内空幅 w_3	± 5			
						高さ h_1	$+10$ -5			
						内空高さ h_2	$+10$ -5			
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
3	土木工事共通編	2	一般施工	16	2	PC押出し箱桁製作工	幅(上) w_1	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ϕ : 桁長 (m)		3-2-3-16 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下級工および重要構造物である内空断面幅25cm以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びひび割れについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」も併せて適用する			
							幅(下) w_2	-5~+30						
		内空幅 w_3	±5											
		高さ h_1	+10 -5											
		内空高さ h_2	+10 -5											
		桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内											
		層積					基準高▽	±100				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		3-2-3-17
		乱積					厚さ t	-20						
							幅 w_1, w_2	-20						
							延長 L_1, L_2	-200						
		基準高▽	± t / 2	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		tは根固めブロックの高さ								
		延長 L_1, L_2	- t / 2											
3	土木工事共通編	2	一般施工	17		根固めブロック工								

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工		基準高 ∇	±150	1組毎		3-2-3-18
							幅 w	±300			
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工		基準高 ∇	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-19
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		3-2-3-22
							高さ h	-30			
							長さ L	-30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	±3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

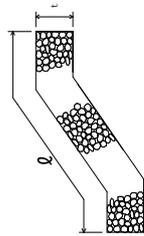
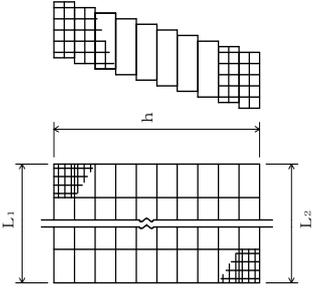
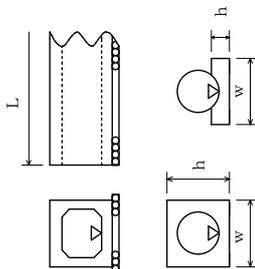
単位：mm

出来形管理基準及び規格値

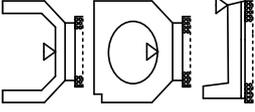
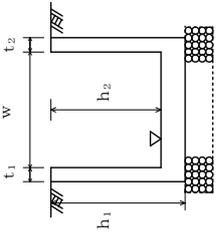
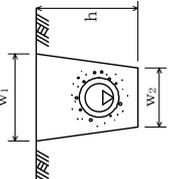
編		章	節	条	枝番	工種	種類	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)		高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-2-3-24
								車線方向各点誤差の相対差	3			
								表面の凹凸	3			
								歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
								歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
								歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			
3	土木工事共通編	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)		表面の凹凸	3	車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-2-3-24
								仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3			
								基準高▽	±500			
								法長ℓ	-200			
								延長L	-200			
								法長ℓ	-100			
								厚さt	-0.2t			
延長L	-200											
3	土木工事共通編	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)		基準高▽	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
								法長ℓ	-200			
								延長L	-200			
								法長ℓ	-100			
								厚さt	-0.2t			
								延長L	-200			
								法長ℓ	-100			
厚さt	-0.2t											
延長L	-200											
3	土木工事共通編	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)		法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-26
								厚さt	-0.2t			
								延長L	-200			
								法長ℓ	-100			
								厚さt	-0.2t			
								延長L	-200			
								法長ℓ	-100			
厚さt	-0.2t											
延長L	-200											

単位: mm

出来形管理基準及び規格値

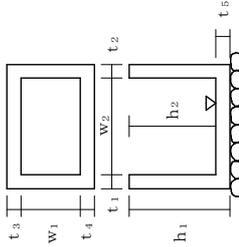
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	3	27	1	羽口工 (じやかかご)	法長 ℓ	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							$\ell < 3\text{m}$				
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100			
						厚さ t	-50				
3	土木工事共通編	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-27
							延長 L_1, L_2	-200			
						基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。 1 施工箇所毎		3-2-3-28	
		※幅 w	-50								
		※高さ h	-30								
		延長 L	-200								
3	土木工事共通編	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)					

出来形管理基準及び規格値

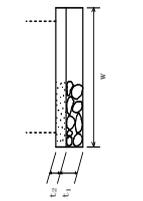
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
							延 長 L	-200				1ヶ所 / 1施工箇所
3	土木工事共通編	2	3	29	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-3-29	
							厚さ t_1, t_2	-20				
							幅 w	-30				
							高さ h_1, h_2	-30				
							延 長 L	-200				1 施工箇所毎
							基準高 ∇	± 30				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。
幅 w_1, w_2	-50											
深 さ h	-30		1 施工箇所毎									
延 長 L	-200											

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	3	共通の工種	集水柵工		基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		3-2-3-30
								※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
								※幅 w_1, w_2	-30			
								※高さ h_1, h_2	-30			
								塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-1	
							厚さ	-30				
							延長	各構造物の規格値による				
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3	
							幅	-30				
							高さ	-30				
							延長	-200				

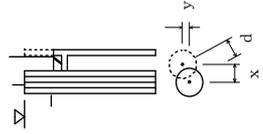
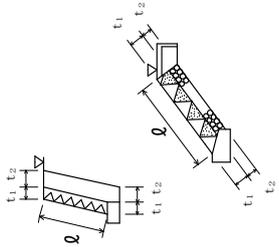
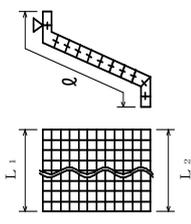
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-4-3
							延長L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
							根入長	設計値以上			
							偏心量d	D/4以内かつ100以内			
							傾斜	1/100以内			
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-4
							根入長	設計値以上			
							偏心量d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径D	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	4	基礎工	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-5
							根入長	設計値以上			
							偏心量d	100以内			
							傾斜	1/100以内			
							杭径D	設計径(公称径) -30以上			

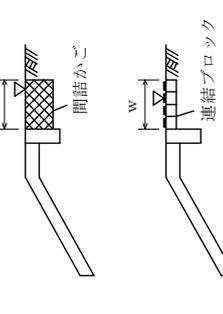
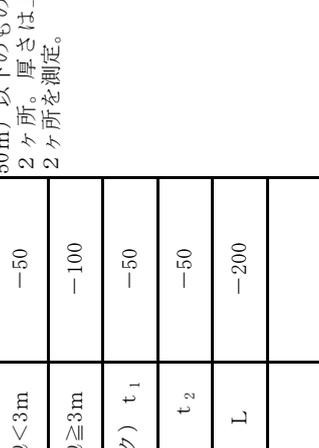
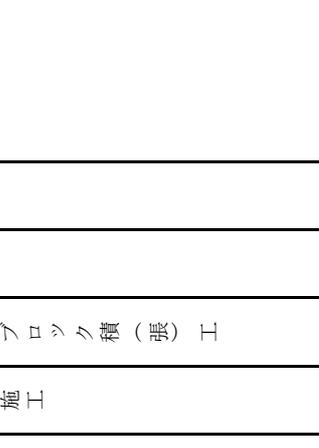
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ∇	± 50	全数について杭中心で測定。		3-2-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径(公称径)以上※			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-7
						ケソンの長さ l	-50			
						ケソンの幅 w	-50			
						ケソンの高さ h	-100			
						ケソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケソン基礎工	基準高 ∇	± 100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		3-2-4-8
						ケソンの長さ l	-50			
						ケソンの幅 w	-50			
						ケソンの高さ h	-100			
						ケソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ∇	± 100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-2-4-9	
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	300以内				
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-3	
						法長 ϕ	$\phi < 3m$				-50
							$\phi \geq 3m$				-100
						厚さ (ブロック積張) t_1	-50				
						厚さ (裏込) t_2	-50				
						延長 L	-200				
3	2	5	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3	
						法長 ϕ	-100				
						延長 L_1, L_2	-200				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-5-3
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-4
							法長 ϕ	-50			
								-100			
							厚さ (ブロック) t_1	-50			
							厚さ (裏込) t_2	-50			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	5	石積 (張) 工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。		3-2-5-5
							法長 ϕ	-50			
								-100			
							厚さ (石積・張) t_1	-50			
							厚さ (裏込) t_2	-50			
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上 ±40	小規模以下 ±50	中規模以上 —	小規模以下 —	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事である。舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7	
						厚 さ	中規模以上 -45	小規模以下 -45	中規模以上 -15	小規模以下 -15			
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 —	小規模以下 —			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	中規模 以上	±90	中規模 以上	+40	小規模 以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を 描いた上での管理が可能な工事をい い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あ るいは使用する基層および表層用混 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工 事より規模は小さいものの、管理結 果を施工管理に反映できる規模の工 事をいい、同一工種の施工が数日連 続する場合で、次のいずれかに該当 するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未 満 ②使用する基層及び表層用混合物の 総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7
						厚さあるいは 基準高較差	中規模 以上	±90	中規模 以上	+40	小規模 以下		
3	2	1	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)								

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	小規模以下 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-54	小規模以下	-63	中規模以上	-8	小規模以下	-10	3-2-6-7
											<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さととの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m²以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続するもので、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	中規模以上 -8	小規模以下 -10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む、舗装施工面積が10,000㎡以上あり、舗装施工層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合 は測定値の平均					
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	小規模 以下	-54	-63	中規模 以上	小規模 以下	-10	3-2-6-7
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキヤナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		
										2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。				
										3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。				
										4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。				
										5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる高さととの差とする。				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -20	中規模以上 -5	小規模以下 -7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を含む、舗装施工面積が10,000㎡以上あり、舗装施工層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の場合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-7
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -50	中規模以上 -	小規模以下 -			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -36	小規模以下 -45	中規模以上 -5	小規模以下 -7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場 合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-2-6-7	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められるとの差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	1	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4
						幅	-25	-25	-	-				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	小規模 以下	-12	中規模 以上	-3	小規模 以下	-4
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	幅	-25	-25	-	-	-	-	-	

単位：mm

3-2-6-7

工事規模の考え方
 中規模以上の工事とは、管理図等を
 描いた上での管理が可能な工事とい
 る、舗装施工面積が10,000m²以上あ
 るいは使用する基層および表層用混
 合物の総使用量が、3,000 t 以上の場
 合が該当する。
 小規模工事とは、中規模以上の工
 事より規模は小さいものの、管理結
 果を施工管理に反映できる規模の工
 事をいい、同一工種の施工が数日連
 続する場合で、次のいずれかに該当
 するものをいう。
 ①施工面積で2,000m²以上10,000m²未
 満
 ②使用する基層及び表層用混合物の
 総使用量が500t以上3,000t未満
 厚さは、個々の測定値が10個に9個
 以上の割合で規格値を満足しなけれ
 ばならないとともに、10個の測定値
 の平均値 (X10) について満足しなけ
 ればならない。ただし、厚さのデー
 タ数が10個未満の場合は測定値の平
 均値は適用しない。
 コア一採取について
 橋面舗装等でコア一採取により床
 版等に損傷を与える恐れのある場合
 は、他の方法によることが出来る。
 維持工事においては、平坦性の項
 目を省略することが出来る。

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -20	小規模以下 -25	中規模以上 -3	小規模以下 -4	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量	3-2-6-7	
											1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求められる標高較差とする。		

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-7	中規模以上	-2	-3	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
							小規模以下	-9	小規模以下	-2	-3		
							中規模以上	-25	中規模以上	-25	-		
						幅							
						平坦性							

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	一般 舗 装 工	6	7	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	中規模以下	-20	中規模以上	-2	中規模以下	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事の場合、その他出来形管理を実施する度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-7
						平坦性	—	—	—	—	—	—					
3	2	一般 舗 装 工	6	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	—	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15	-15	-15					
						幅	-50	-50	—	—	—	—					
3	3	土木工事共通編															

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャプチャーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8	
						幅	-50	-50	-	-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャプチャーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合には適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-2-6-8
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ 幅	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (Xi0) *面管理の場合は測定値の平均				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャプチャーを用いた出来形管理要領 (舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -	-7 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコア一を採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事の場合、その他出来形管理を実施する場合)に基づき出来形管理を実施する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合には適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまるさとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ 幅	-9 -25	-12 -25	-3 -	-4 -	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャプチャーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ 幅 平坦性	-7 -25	-9 -25	-2 -	-3 -	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均								
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	中規模以下	-20	中規模以上	-2	中規模以下	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキャプチャーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまるさとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-8
						平坦性	—	—	3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	—	—	—					
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	—	—	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9			
						厚 さ	-45	-45	-15	-15	—	—			—		
						幅	-50	-50	—	—	—	—					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						幅	-50	-50	-	-			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーガイダンスキヤプチャーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ 幅	-25 -50	-30 -50	-8 -	-10 -	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領(舗装工事の場合、その他出来形管理を実施する場合・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高差を平均値として算出する。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 幅	-15 -50	-20 -50	-5 -	-7 -	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ 幅	-9 -25	-12 -25	-3 -	-4 -	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナを用いた出来形管理要領（舗装工事の場合、その他基本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまるさとの差とする。</p>
						厚さ	-7	-9	-2	-3					
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	幅	-25	-25	-	-	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合は該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>				
						厚さ	-25	-25	-	-					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求めまる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-9
						平坦性	-17	-20	-2	-3			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
						個々の測定値(X)	測定値の平均	中規模以上の			
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割りで測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10	
					厚さ	t < 15cm -30	-10				
					幅	t ≥ 15cm -45	-15				
3	土木工事共通編	2 一般施工	10	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理区等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10	
					厚さあるいは標高較差	t < 15cm +90 -70	+50 -10				
						t ≥ 15cm ±90	+50 -15				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上 -9	中規模以上 -3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10
						幅	小規模以下 -25	—			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事現場)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-10

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	2	6	11	1	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	小規模 以下	-20	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与え恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	中規模 以上	-50	小規模 以下	-50	中規模 以上	-	小規模 以下	-	
3	2	6	11	1	グーアスアスファルト 舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	小規模 以下	-45	中規模 以上	-5	小規模 以下	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できざる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
3	土木工事共通編	2 一般施工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	小規模以下	-12	中規模以上	-3	小規模以下	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模以上	-25	小規模以下	-25	中規模以上	-	小規模以下	-	
3	土木工事共通編	2 一般施工	11	2	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	小規模以下	-25	中規模以上	-3	小規模以下	-4	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模以上	-	小規模以下	-	中規模以上	-	小規模以下	-	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	一般施工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	-7	中規模以下	-9	中規模以上	-2	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							小規模以上	-25	小規模以下	-25	小規模以上	-3	
3	2	一般施工	11	3	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	中規模以下	-20	中規模以上	-2	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							小規模以上	-	小規模以下	-	小規模以上	-3	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなげればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-12	
						厚 さ	-45	-15	—				
						幅	-50	—	—				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-12	
						幅	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	3-2-6-12	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
3	2	6	12	4	厚 幅	-9 -25	-12	-3 -	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-12		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10	-3.5	-	-	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割りで測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に關し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12
						幅	-25	-	-	-			
						平坦性	-	-	-	-			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-2-6-12	
						基準高▽	±40	±50	-	-			
						厚 さ	-45	-15	-	-			
3	土木工事共通編	2 一般施工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	3-2-6-12	
						幅	-50	-	-	-			
						幅	-50	-	-	-			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						厚 さ	幅	厚 さ	幅				
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	幅	厚 さ	幅	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなればならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取については 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				-25
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	幅	厚 さ	幅	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取については 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-2-6-12	
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				-9
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	幅	厚 さ	幅	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	3-2-6-12	
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				-15
						平坦性				転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。			
						目地段差			±2				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなればならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-13	
						厚 さ	-45	-15	-15	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。			
						幅	-50	-	-				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。	3-2-6-13	
						幅	-50	-	-				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X10) *面管理の場合は測定値の平均				
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	中規模以上	-25	中規模以上	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与えうる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-13
							小規模以下	-30	小規模以下	-			
							幅	-50	-	-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 幅	中規模以上	-15	中規模以上	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-13	
							小規模以下	-20	小規模以下	-			
							幅	-50	-	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 幅	中規模以上	-9	中規模以上	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	3-2-6-13	
							小規模以下	-12	小規模以下	-			
							幅	-25	-	-			

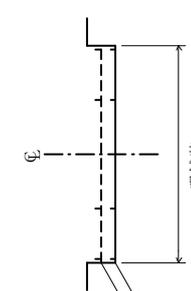
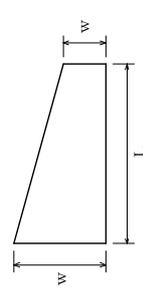
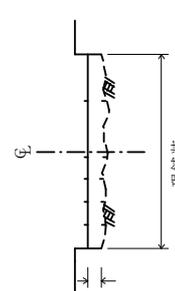
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工率規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-2-6-14	
						厚さ	-45	-15	-15				
						幅	-50	—	—				
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-8	厚さは、延長80m毎に1ヶ所の割とし、掘り起こして測定。	3-2-6-14	
						幅	-50	—	—				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚	中規模以上	-25	中規模以下	-30	中規模以上	-8	工事規模の考え方は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与えうる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-	中規模以上	-		
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚	中規模以上	-15	中規模以下	-20	中規模以上	-5	工事規模の考え方は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与えうる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以上	-50	小規模以下	-	中規模以上	-		
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚	中規模以上	-9	中規模以下	-12	中規模以上	-3	工事規模の考え方は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与えうる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-2-6-14
						幅	中規模以上	-25	小規模以下	-	中規模以上	-		

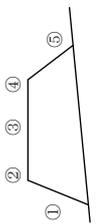
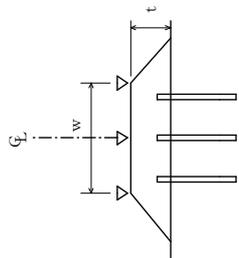
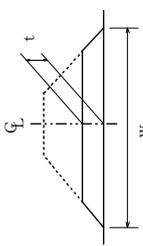
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	15	路面切削工	厚さ t	-7	-2		3-2-6-15
								幅 w	-25	-		
								路盤工				
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	一般舗装工	16	舗装打換え工	幅 w	-50			3-2-6-16
								延長 L	-100			
								厚さ t	該当工種			
3	土木工事共通編	2	一般施工	6	オーバーレイ工	17	舗設工	幅 w	-25			3-2-6-17
								延長 L	-100			
								平坦性	-	3m ² オーバーレイ (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き) (σ)1.75mm以 下		

出来形管理基準及び規格値

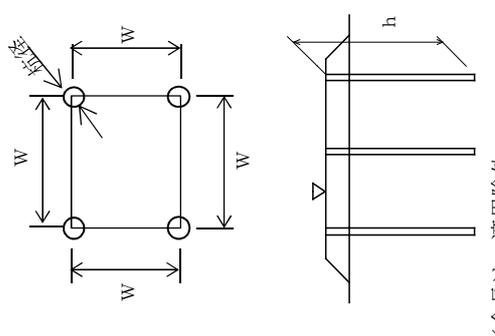
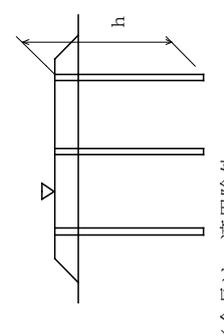
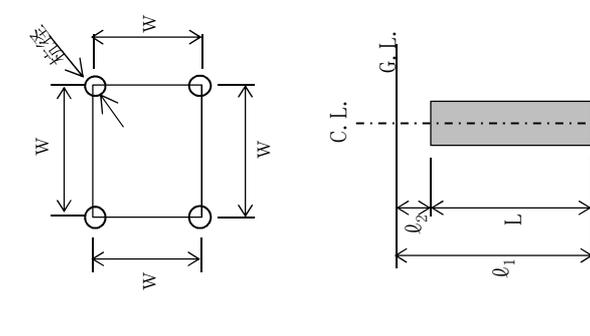
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-2
							施工厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	7	地盤改良工	置換工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-2-7-3
							置換厚さ t	-50			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

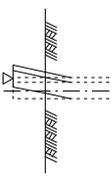
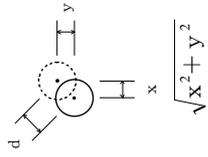
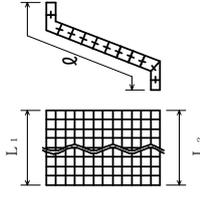
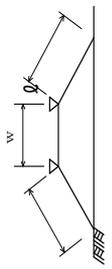
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	7	4		表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		3-2-7-4
							法	-500			
							天端幅	-300			
							天端延長	-500			
3	土木工事共通編	2	7	5		パイルネット工	基準高	±50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。		3-2-7-5
							厚さ	-50			
							幅	-100			
							延長	-200			
3	土木工事共通編	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ	-50	施工延長40m (測点間隔25m)の場合は 50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。		3-2-7-6
							幅	-100			
							延長	-200			

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	7		バーチカルドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレインの杭径は対象外とする。		3-2-7-7 3-2-7-8
						杭径 D	設計値以上			
			8		締め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数		
					サンドドレイン、袋詰式サンドドレイン、サンドコンパクションパイルの砂投入量		—	全本数 計器管理にかえることができる。		
3	2	7	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-2-7-9
						位置・間隔 w	D/4以内			
						杭径 D	設計値以上	全本数		
						深度 L	設計値以上	$L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 は改良体先端深度 θ_2 は改良体天端深度		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							根入長	設計値以上			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さφ	設計深さ以上	全数		3-2-10-5
							配置誤差 d	100			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長φ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							延長 L ₁ L ₂	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
							天端幅 w	-100			
							法長φ	-100			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ∇	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-5
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	9	地中連続壁工 (壁式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合) は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9
							連壁の長さ \emptyset	-50	変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合) は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							変 位	300			
							壁 体 長 L	-200			
3	土木工事共通編	2	一般施工	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合) は50m) につき1ヶ所。延長40m (又は50m) 以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-10-9 D: 杭径
							連壁の長さ \emptyset	-50	変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合) は25m) につき1ヶ所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							変 位 d	D/4以内			
							壁 体 長 L	-200			

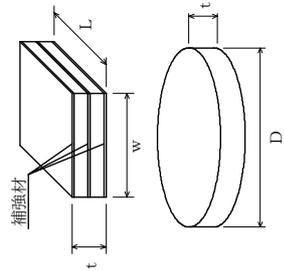
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3		2	12	1	1	鋼構造費(金属支保工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	+2 -0	製品全数を測定。		3-2-12-1
							センターボスを基準にした孔位置のずれ				
							中心距離	1以下			
							センターボスを基準にした孔位置のずれ				
							$\leq 1000\text{mm}$				
							>1000mm	1.5以下			
							孔の直径	+3 -1			
							$\leq 100\text{mm}$				
							>100mm	+4 -2			
							アンカーボルト用孔(鑄放し)	JIS B 0403 CT13			
							孔の中心距離				
							センターボス	+0 -1			
							ボスの直径				
							ボスの高さ	+1 -0			

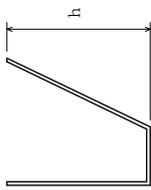
単位: mm

出来形管理基準及び規格値

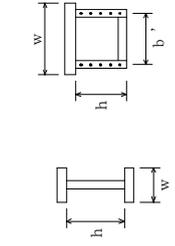
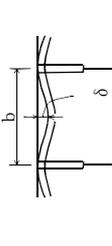
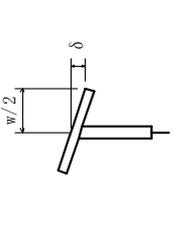
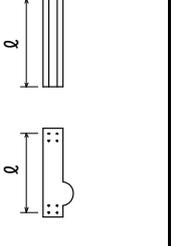
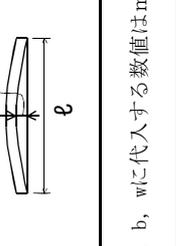
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上香の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。		3-2-12-1	
							全移動量 ϕ	± 2				
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$				
							上, 下面加工仕上げ	± 3				
							組立高さ H	$H \leq 300\text{mm}$				± 3
								$H > 300\text{mm}$				(H/200+3) 小数点以下切り捨て
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)				JIS B 0403 CT14
								鑄放し肉厚寸法 ※1)				JIS B 0403 CT15
								削り加工寸法				JIS B 0405 粗級
								ガス切断寸法				JIS B 0417 B級
								幅 w				0~+5
							長さ L	$w, L, D \leq 500$				0~+5
$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0~+1%											
$1500 < w, L, D$	0~+15											
直径 D	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5										
	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$										
厚さ t	$160 < t$	± 4										
	平面度	1										
3	土木工事共通編	2	工場製作工 共通	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差		3-2-12-1	
							長さ L	0~+1%				
							直径 D	0~+15				
							厚さ t	± 0.5				
							平面度	$\pm 2.5\%$				
							平面度	± 4				
							平面度	1				
							平面度	(w, L, D) / 1000				



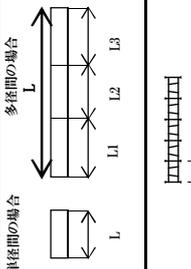
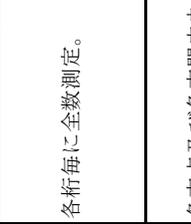
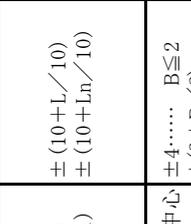
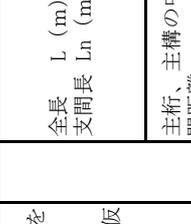
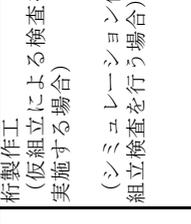
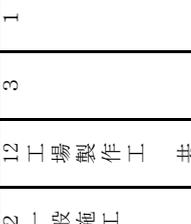
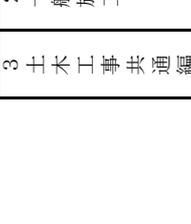
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	2	12	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 θ (m)	$\pm 3 \dots \theta \leq 10$ $\pm 4 \dots \theta > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	3-2-12-1
							材				
3	土木工事共通編	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ	$\pm 2 \dots h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-2-12-1
							h (m)				
							外周長L (m)	$\pm (10 + L / 10)$			

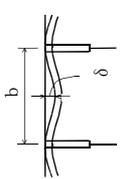
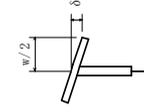
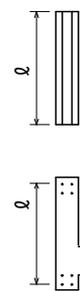
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要							
							鋼桁等	トラス・アーチ等									
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots \dots$ $\pm 3 \dots \dots$ $\pm 4 \dots \dots$ $\pm (3 + w/2) \dots \dots$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行するJISに基づ く試験成績表に替えることができる。	 I型鋼桁 トラス弦材	3-2-12-3								
						$w \leq 0.5$ $0.5 < w \leq 1.0$ $1.0 < w \leq 2.0$ $2.0 < w$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)			 3-2-12-3							
						$h / 250$	原則として仮組立をしない状態の部材 について、主要部材全数を測定。				 3-2-12-3						
						$b / 150$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)					 3-2-12-3					
						$w / 200$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)						 3-2-12-3				
						$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)							 3-2-12-3			
						$\pm 2 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \dots \ell > 10$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)								 3-2-12-3		
						$\ell / 1000$	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)									 3-2-12-3	
						鋼桁 部材長 ℓ (m)	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)										 3-2-12-3
						トラス、 アーチなど	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)										
圧縮材の曲がり δ (mm)	主要部材全数を測 定。 ℓ : 部材長 (mm)	 3-2-12-3															
部材精度					※規格値の w に代入する数値は m 単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 、圧縮材の曲り δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とす る。												

出来形管理基準及び規格値

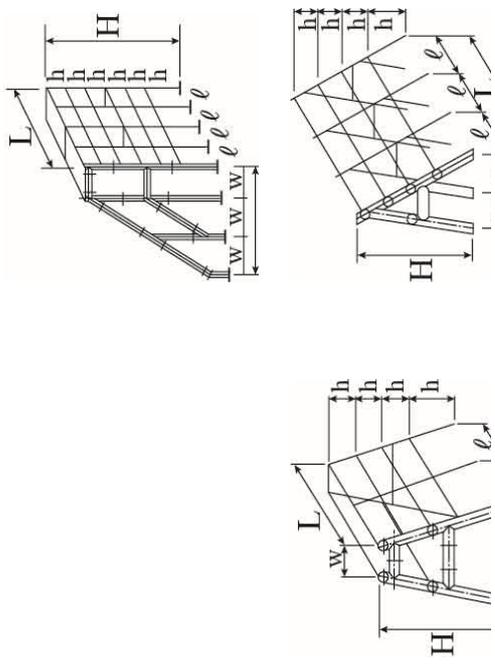
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要					
							鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。	トラス・アーチ等		3-2-12-3					
					主桁、主構の中心 間距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-2-12-3					
					主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots\dots h > 5$	両端部及び中心部を測定。			3-2-12-3					
					主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			3-2-12-3					
					主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。			3-2-12-3					
					主桁、主構の橋端 における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			3-2-12-3					
					主桁、主構の鉛直 度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を支点及び支間中央付近を測定。 h: 主桁の高さ (mm)			3-2-12-3					
					現場継手部のすき 間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいものなお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-2-12-3					
					<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はm単位の数値とする。</p>										

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工		種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要			
3		2		12		3		2		桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)		±2..... ±3..... ±4..... w ≤ 0.5 5 < w ≤ 1.0 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w		主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		I型鋼桁		3-2-12-3			
部材精度																									
						板の平面度 δ (mm)		鋼桁等の部材の腹板		h / 250		h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)						主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。							
						箱桁等のフランジ鋼床版のデットプレート				b / 150															
						フランジの直角度 δ (mm)				w / 200															
						部材長 ℓ (m)		鋼桁		±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10								主要部材全数を測定。							
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>																									

編		章		節		条		枝番		工種		測定項目		規格値		測定基準		測定箇所		摘要	
3		2		12		3		3		桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))		部材の水平度		10						3-2-12-3	
												堤 長 L		±30							
												堤 長 ℓ		±10							
												堤 幅 W		±30							
												堤 幅 w		±10							
												高 さ H		±10							
												ベースプレートの高さ		±10							
												本体の傾き		±H/500							

全数を測定。

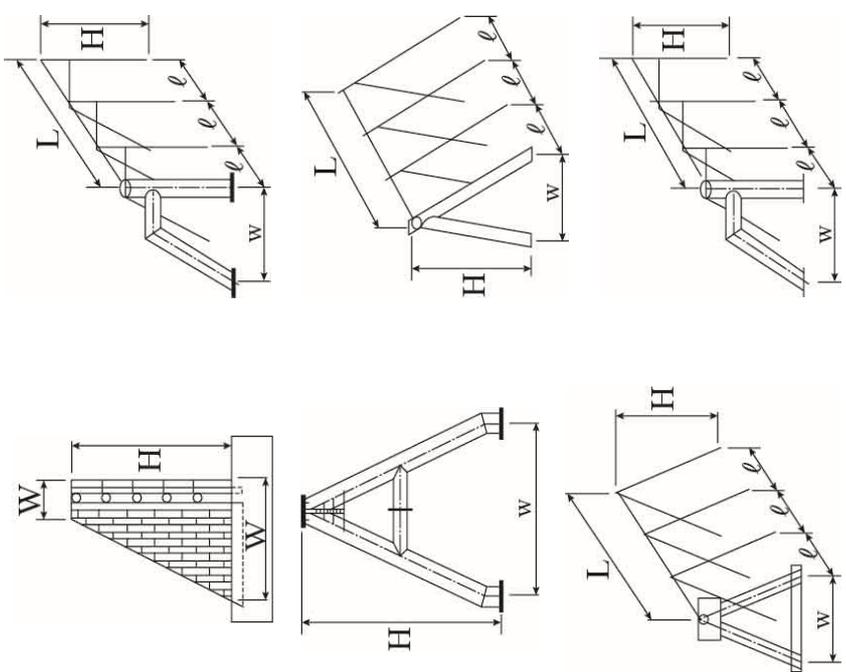
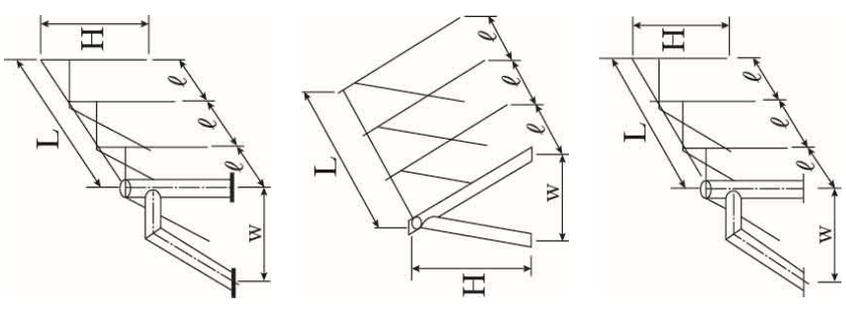


形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要

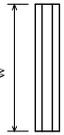
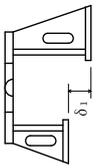
次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

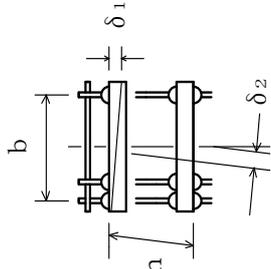
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-2-12-3

単位：mm

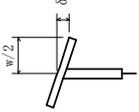
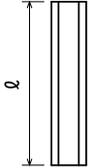
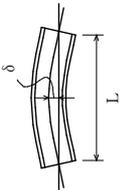
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	2	一般施工	4		検査路製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \cdots \phi \leq 10$ $\pm 4 \cdots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	3-2-12-4		
							部材	部材長 w (m)					
3	土木工事共通編	2	一般施工	5		銅製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	 w	3-2-12-5	
							仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設 計 値 ± 4				 δ_1
								フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
3	2	一般施工	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-6
							部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$			
3	2	一般施工	12	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所での測定。		3-2-12-7
							部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$			
3	2	一般施工	12	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-2-12-8
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$				
							高さ h (mm)	± 5				

出来形管理基準及び規格値

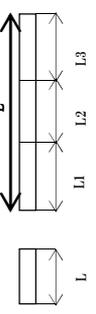
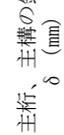
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	9			プレベーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2..... w ≤ 0.5	各支点及び各支間中央付近を測定。	I型鋼桁	3-2-12-9
							腹板高 h (m)	±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)..... 2.0 < w			
3	2	12	9			鋼製排水管製作工	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-2-12-9
							部材				
3	2	12	9			仮組立時	部材長 l (m)	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	原則として仮組立をしない部材について 主要部材全数で測定。		3-2-12-9
							主桁のそり δ	-5 ~ +5 ...L ≤ 20 -5 ~ +10 ...20 < L ≤ 40			
3	2	12	10			鋼製排水管製作工	部材長 l (m)	±3...l ≤ 10 ±4...l > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		3-2-12-10
							部材				

出来形管理基準及び規格値

編	3	土木工事共通編
章	2	一般施工
節	12	工場製作工 共通
条	11	
枝番		
工	工場塗装工	
種		
測定項目	塗膜厚	
規格値	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	
測定基準	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500m²とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200m²に満たない場合は10m²ごとに1点とする。</p>	
測定箇所		
摘要	3-2-12-11	

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (クレーブルクレーン架設) (ケープルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバペラークレーン架設)	全長L (m) 支間長L _n (m)	±(20+L/5) ±(20+L _n /5)	各桁毎に全数測定。		3-2-13
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4……… B≤2 ±(3+B/2)……… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h: 主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間δ ₁ 、δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ 、δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL、Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

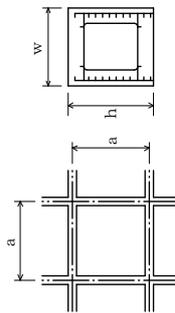
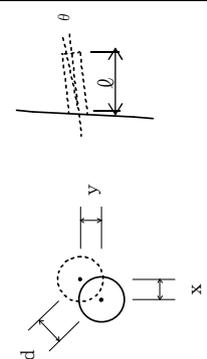
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	13	橋梁架設工		架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-2-13
							桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
							そり	—	主桁を全数測定。		
3	土木工事共通編	2	14	法面工 共通	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$ -200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-14-2	
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%			
							盛土法長 ϕ	$\phi < 5m$ -100			
							$\phi \geq 5m$	法長の-2%			
							延長 L	-200	1 施工箇所毎		
							3	土木工事共通編	2	14	法面工 共通
$\phi \geq 5m$	法長の-4%										
厚さ t	t < 5cm -10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。									
t ≥ 5cm -20											
延長 L	-200	1 施工箇所毎									

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	14	法面工 共通	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。		3-2-14-3
								$l \geq 3m$	-100			
							長さ L	$t < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
								$t \geq 5cm$	-20			
延		-200	1 施工箇所毎									

出来形管理基準及び規格値

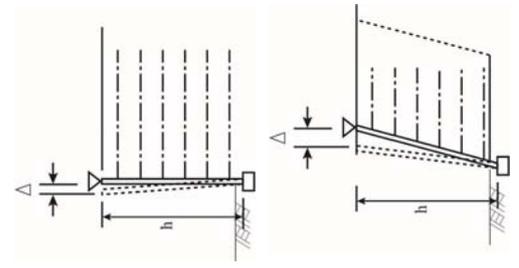
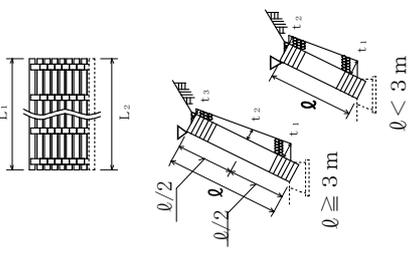
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4 曲線部は設計図書による		
							$\ell \geq 10m$	-200					
							幅 w	-30	枠延長100m以下につき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							高さ h	-30					
							枠中心間隔 a	± 100					
							延長 L	-200	1 施工箇所毎				
		3	土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 共通	4	2	法砕工 (ブレイキヤスト法砕工)	法長 ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-14-4
									$\ell \geq 10m$	-200			
									延長 L	-200	1 施工箇所毎		
									削孔深さ ℓ	設計値以上	全数		
									配置誤差 d	100			
									せん孔方向 θ	± 2.5 度			

$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

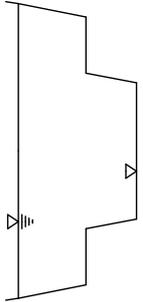
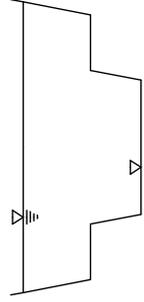
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	1		(-一般事項) 場所打擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-1
							厚さ t	-20			
							裏込厚さ	-50			
							幅 w_1, w_2	-30			
							高さ h	-50			
								-100			
							延長 L	-200			
1 施工箇所毎											
3	土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工 共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-2-15-2
							延長 L	-200			
							1 施工箇所毎				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
3	土木工事共通編	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-3												
							高さ h	-50														
							鉛直度 △	-100														
							控え長さ	±0.03h かつ ±300以内	1 施工箇所毎													
							延長 L	設計値以上														
							延長 L	-200														
							3	土木工事共通編	2				15	4		井桁ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3-2-15-4		
																	法長 φ	-50				
																	厚さ t ₁ , t ₂ , t ₃	-100				
																	延長 L ₁ , L ₂	-50	1 施工箇所毎			
延長 L ₁ , L ₂	-200																					

出来形管理基準及び規格値

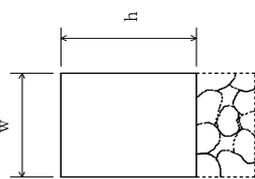
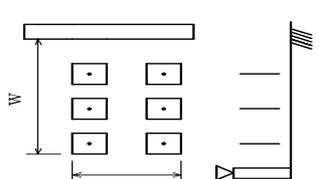
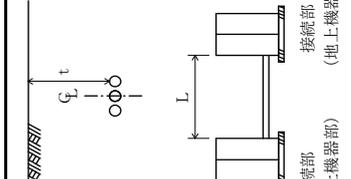
編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工 共通	3	1	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎、横断方向は、5 m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		3-2-16-3		
								500ps	-1000～+200					
								1000ps	-1200～+200					
								250ps	-800～+200					
								420ps 600ps	-1000～+200					
								1350ps	-1200～+200					
								幅	-200					
								延 長	-200					
								基 準 高▽	+200以下				延長方向は、設計図書により指定された測点毎、横断方向は、5 m毎。また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	
								幅	-200					
								延 長	-200					
								3 土木工事共通編	2 一般施工					
500ps	-1000～+200													
1000ps	-1200～+200													
250ps	-800～+200													
420ps 600ps	-1000～+200													
1350ps	-1200～+200													
幅	-200													
延 長	-200													
基 準 高▽	+200以下													
幅	-200													
延 長	-200													

出来形管理基準及び規格値

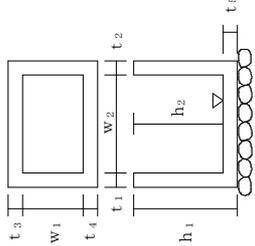
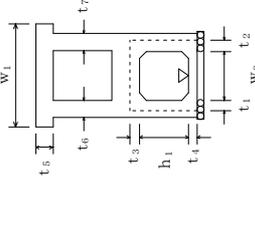
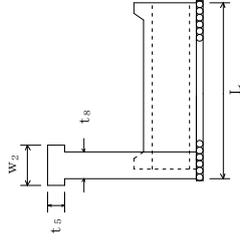
編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	土木工事共通編	2	一般施工	18	床版工	床版工		基準高	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		3-2-18-2
								幅	0～+30			
								厚	-10～+20			
								鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
								鉄筋の有効高さ	±10			
								鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
								上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

単位：mm

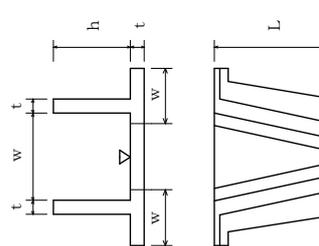
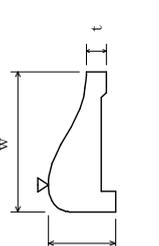
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
6	河川編	1	築堤護岸工	4		護岸付属物工	幅	-30			6-1-7-4	
							高さ	-30				
6	河川編	1	築堤・護岸	8		杭出し水制工	基準高	▽	±50	1組毎		6-1-10-8
							幅	w	±300			
							方向	向	±7°			
							延長	L	-200			
6	河川編	1	築堤・護岸	3		配管工	埋設深	t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		6-1-13-3
							延長	L	-200			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
6	河川編	1	築堤・護岸	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		6-1-13-4									
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20												
							※幅 w_1, w_2	-30												
							※高さ h_1, h_2	-30												
6	河川編	3	樋門・樋管	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所等、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	 	6-3-5-6									
							厚さ $t_1 \sim t_8$	-20												
							幅 w_1, w_2	-30												
							内空幅 w_3	-30												
							内空高 h_1	± 30												
							延長 L	-200												
							6	河川編				3	樋門・樋管	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鉄管)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎	6-3-5-6
																	延長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	3	樋門・樋管	7 8		翼壁工 水叩工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-3-5-7 6-3-5-8
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	4	水門	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-4-6-7 6-4-6-8 6-4-6-9 6-4-6-10 6-4-6-11
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	13 14		開門工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		6-5-6-13 6-5-6-14
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
6	河川編	5	堰	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。 基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		6-5-7-8 6-5-7-9 6-5-7-10
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	±30			
							堰長 L	-50			
		L < 20m	-100								
		L ≥ 20m	-100								

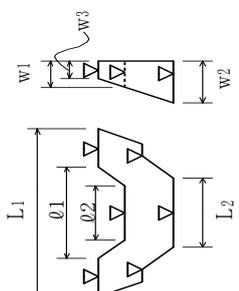
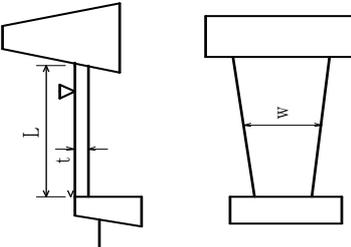
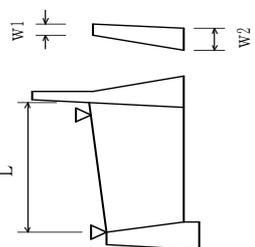
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	5	堰	3		魚道本体工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		6-5-8-3
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							延長 L	-200			
6	河川編	5	堰	2		管理橋橋台工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		6-5-9-2
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
							天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
							敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
							高さ h_1	-50			
							胸壁の高さ h_2	-30			
							天端長 ℓ_1	-50			
							敷長 ℓ_2	-50			
							胸壁間距離 ϕ	± 30			
							支点長及び中心線の変化	± 50			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	6	排水機場	6		本體工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-6
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	± 30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	7		燃料貯油槽工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-4-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50			
6	河川編	6	排水機場	7		コンクリート床版工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所で測定。		6-6-5-7
							厚さ t	-20			
							幅 w	-30			
							高さ h	± 30			
							延長 L	-50			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6	河川編	7	床止め・床固め	6		本體工 (床固め本體工)	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。		6-7-4-6
							天端幅 w_1, w_3	-30			
							堤幅 w_2	-30			
							堤長 L_1, L_2	-100			
							水通し幅 θ_1, θ_2	±50			
6	河川編	7	床止め・床固め	8		水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		6-7-4-8
							厚さ t	-30			
							幅 w	-100			
							延長 L	-100			
6	河川編	7	床止め・床固め	6		側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さ、延長は、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		6-7-5-6
							天端幅 w_1	-30			
							堤幅 w_2	-30			
							長さ L	-100			

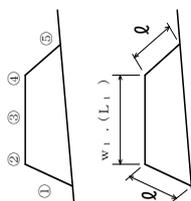
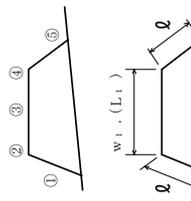
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		場所打コンクリート工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-5	
							幅 w	-30				
							高さ h	-30				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基礎高、延長は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-5-6	
							ブロック厚 t	-20				
							ブロック縦幅 w ₁	-20				
							ブロック横幅 w ₂	-20				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	6		海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-4	
							法長 ϕ	$\phi < 5m$				-100
								$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$
								厚さ t				-50
								延長 L				-200

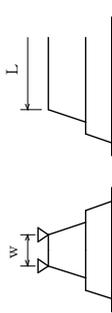
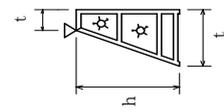
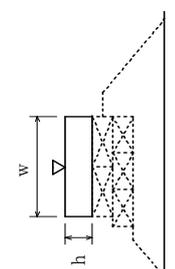
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-6-5	
							法長 ϕ	$\phi < 3m$				-50
								$\phi \geq 3m$				-100
							厚さ t	$t < 100$				-20
								$t \geq 100$				-30
							裏込材厚 t'	-50				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-8-2	
							幅 w	-50				
							厚さ t	-10				
							基礎厚 t'	-45				
							延長 L	-200				
7	河川海岸編	1	堤防・護岸	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-1-9-3	
							幅 w_1, w_2	-30				
							高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
							高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
							延長 L	-200				

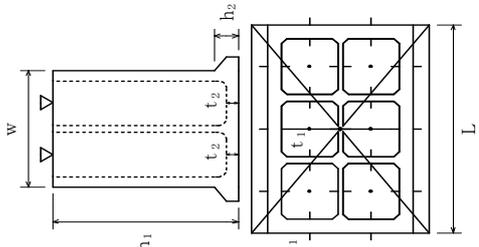
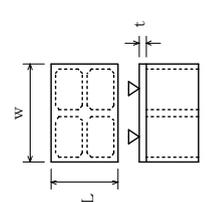
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	4		捨石工		標準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-4-4	
									表面均し	±100				
									荒均し	±500				
									被覆均し	±300				
									法	±500				
									天端延長 L ₁	±300				
									幅	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。
									延	-100				
									天端延長 L ₁	-200				
									幅	-300				
延	-500													
天端延長 L ₁	-200													
幅	-300													
延	-500													
天端延長 L ₁	-200													
標準高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		7-2-5-2										
被覆均し	±300													
法	±500													
天端延長 L ₁	±300													
幅	-100				幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合又は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。									
延	-100													
天端延長 L ₁	-200													
幅	-300													
延	-500													
天端延長 L ₁	-200													

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		海岸コンクリートブロック工	基礎高▽	(層積)ブロック規格26t未満	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		7-2-5-5	
								(層積)ブロック規格26t以上	±500				
								(乱積)	±ブロックの高さの1/2				
							天端幅 w	±ブロックの高さの1/2					
							天端延長 L	±ブロックの高さの1/2					
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-9		
							厚さ t	-50					
							高さ h	-50					
								-100					
							延長 L	-200					
								1 施工箇所毎					
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-5-10		
							幅 w	-30					
							高さ h	-30					
							延長 L	-200					

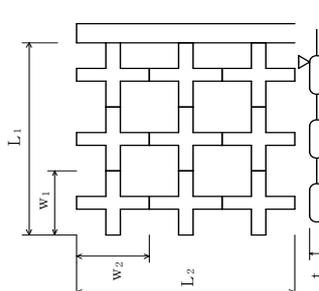
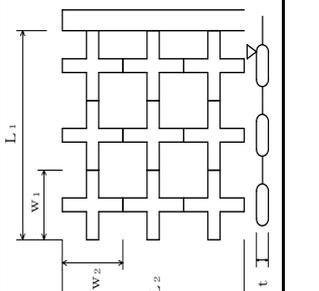
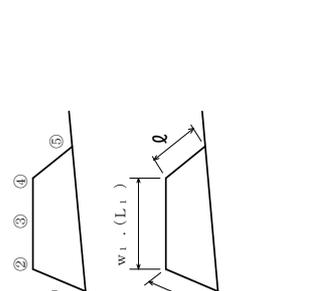
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バラストの基準高▽	±100	各室中央部1ヶ所		7-2-5-11
							砕石、砂	±50			
							コンクリート	±50	底版完成時、各壁1ヶ所		
							壁厚 t1	±10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
							幅 w	+30, -10	完成時、四隅		
							高さ h1	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
							長さ L	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
							底版厚さ t2	+30, -10	底版完成時、四隅		
							フーチング高さ h2	+30, -10			
							法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未滿 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		
								ケーソン重量2000 t以上 ±150			
							据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未滿 100以下	据付完了後、天端2ヶ所		
	ケーソン重量2000 t以上 200以下										
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ロック	基準高▽	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-11
							陸上	±30			
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
幅 w	±30										
長さ L	±30										

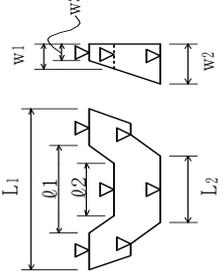
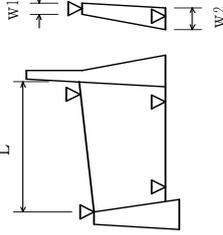
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		7-2-5-12
							幅 w	+20, -10			
							高さ h	+20, -10			
							長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	2	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		7-2-5-12
							隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下			
							陸上基準高▽	±30			
							水中	±50			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリート ブロック	厚さ t	±30	1室につき1ヶ所(中心)		7-2-5-12
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
							陸上基準高▽	±30			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	2	2	捨石工	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-2-6-2
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							法長 ℓ	-100			
							天端幅 w	-100			
							天端延長 L	-200			

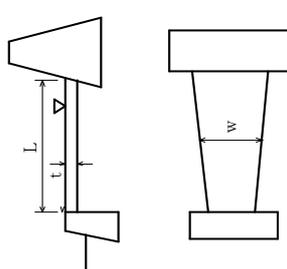
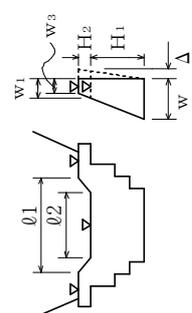
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	6	根固め工	根固めブロック工	標準高▽	積	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-6-3			
							乱	± t / 2							
							厚	t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							層	積	-20						
							乱	積	- t / 2						
							延長	層	積				-200	1施工箇所毎	
		L ₁ L ₂	乱	積	- t / 2										
		7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	7	消波工	消波ブロック工	標準高▽	積	±300	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		7-2-7-3	
									乱	積	± t / 2				
									厚	t	-20				幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
									層	積	-20				
乱	積								-200						
延長	層								積	±50	1測点当たり5点以上測定。				
L ₁ , L ₂	乱	積	±300												
7	河川海岸編	3	海城堤防 (人工リーフ、離岸堤、潜堤)	3	海城堤基礎工	捨石工	標準高▽	均	±500	幅は施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		7-3-3-3			
							荒	均	±300						
							被覆	均	±500						
							法	長	φ				-100		
							天端	幅	w ₁				-100		
							天端	延長	L ₁				-200		

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
8	砂防編	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 θ (m)	$\pm 3 \cdots \theta \leq 10$ $\pm 4 \cdots \theta > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		8-1-3-4
							部材					
8	砂防編	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高	▽	± 30	図面の表示箇所で測定。		8-1-8-4
							天端部堤幅	w_1, w_3, w_2	-30			
							水通しの幅	θ_1, θ_2	± 50			
							堤長	L_1, L_2	-100			
8	砂防編	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高	▽	± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
							幅	w_1, w_2	-30			
							長さ	L	-100			

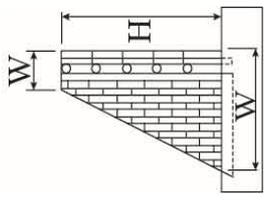
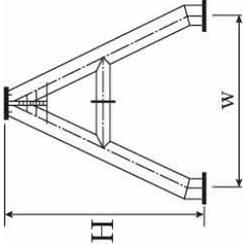
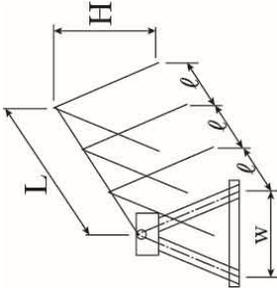
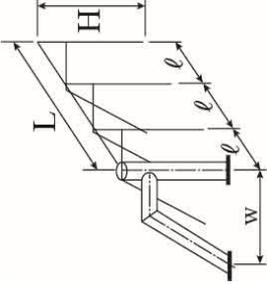
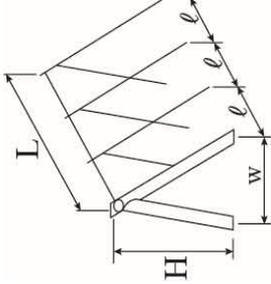
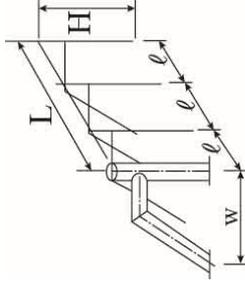
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8			水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所を測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		8-1-8-8
							幅 w	-100			
							厚さ t	-30			
							延長 L	-100			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5		1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所を測定する。 2. ダブルウオール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-5
							長さ l_1, l_2	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H ₁			
							袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H ₂			
水通し部		袖部									

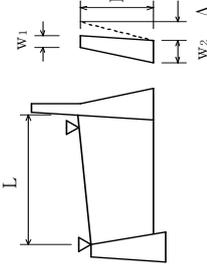
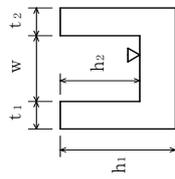
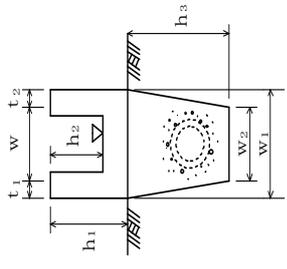
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	9	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長L	±50	図面の寸法表示箇所所で測定。		8-1-9-5
				堤長 ℓ	±10			
				堤幅W	±30			
				堤幅w	±10			
				高さH	±10			
				高さh	±10			
								次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

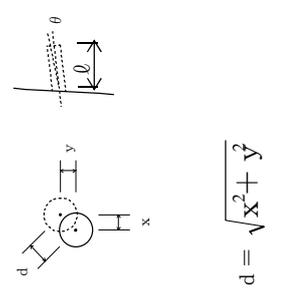
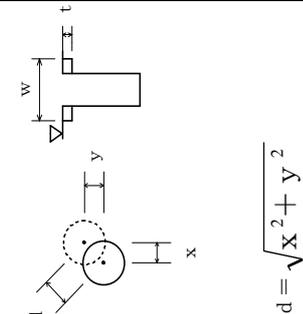
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)			  	  	8-1-9-5

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	1	砂防堰堤	6		鋼製側壁工	堤高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所での測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		8-1-9-6
							長さ L	± 100			
							幅 w_1, w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
							高さ h	-50			
								-100			
8	砂防編	2	流路	8		魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-2-5-8
							幅 w	-30			
							高さ h_1, h_2	-30			
							厚さ t_1, t_2	-20			
							延長 L	-200			
8	砂防編	3	斜面对策	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		8-3-6-4
							厚さ t_1, t_2	-20			
							幅 w	-30			
							幅 w_1, w_2	-50			
							高さ h_1, h_2	-30			
							深さ h_3	-30			
延長 L	-200										

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8	砂防編	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-4
							配置誤差 d	100			
							せん孔方向 θ	±2.5度			
8	砂防編	3	7	5		集水井工	基準高 ∇	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	8-3-7-5
							偏心量 d	150			
							長さ L	-100			
							巻立て幅 w	-50			
							巻立て厚さ t	-30			
8	砂防編	3	9	6		合成杭工	基準高 ∇	±50	全数測定。		8-3-9-6
							偏心量 d	D/4以内かつ 100以内			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	1	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔（横線目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。		9-1-4
							天端幅	±20			
							ジョイント間隔	±30			
							リフト高	±50			
							堤幅	-30, +50			
							堤長	-100			
9	ダム編	1	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交差点を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。		9-1-4
							ジョイント間隔	±30			
							幅	±40			
							長さ	-100, +60			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	4	ダムコンクリート工		コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		9-1-4
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

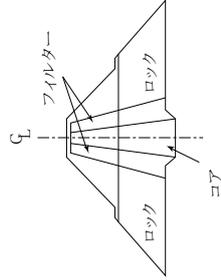
J : ジョイント

出来形管理基準及び規格値

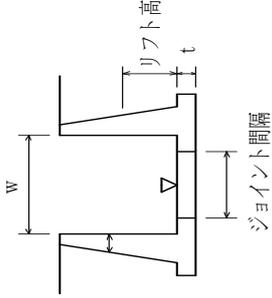
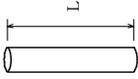
編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	コンクリートダム工 (導流壁)	天端高	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。		9-1-4
				ジョイント間隔	±20			
				リフト高	±50			
				長さ	±100			
				厚さ	±20			

出来形管理基準及び規格値

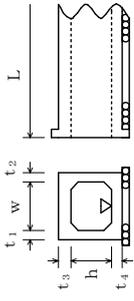
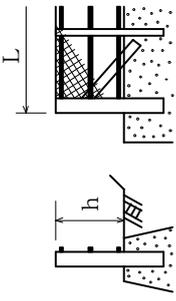
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	2	フィルダム	4	盛立工	5	コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合	9-2-4-5
								外側境界線	-0, +500		
9	ダム編	2	フィルダム	4	盛立工	6	フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。	9-2-4-6
								外側境界線	-0, +1000		
								盛立幅	-0, +1000		
9	ダム編	2	フィルダム	4	盛立工	7	ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。	9-2-4-7
								外側境界線	-0, +2000		



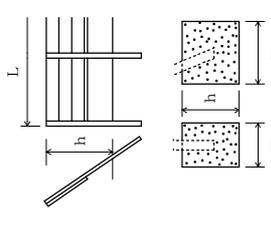
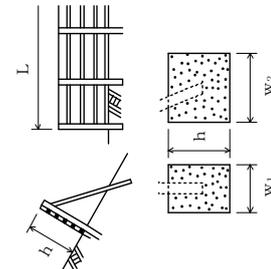
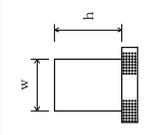
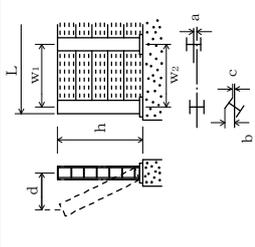
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム編	2	フィルダム			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		9-2
							ジョイント間隔	±30			
							厚さ t	±20			
							幅 w	±40			
							リフト高さ	±20			
							長さ L	±100			
9	ダム編	3	基礎グラウチング			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。		9-3-3
							配置誤差	100			

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	1	道路改良	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3...φ≤10 ±4...φ>10	図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-3-2
							部材長φ (m)				
10	道路編	1	道路改良	6		場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所 で測定。		10-1-9-6
							厚さ t ₁ ~t ₄	-20			
							幅 (内法) w	-30			
							高さ h	±30			
							延長 L	-50			
								-100			
10	道路編	1	道路改良	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎		10-1-11-4
							延長 L	-200			
10	道路編	1	道路改良	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1 施工箇所 につき2ヶ所。		10-1-11-5
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

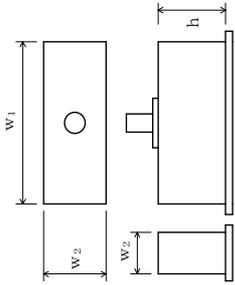
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-11-6
						延長 L	-200			
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-11-7
						延長 L	-200			
						基礎 幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	打込み φ	-10%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		10-1-12-4
						埋込み φ	-5%			
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱 間隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		10-1-12-5
						ずれ a	10			
						ねじれ b-c	5			
						倒れ d	h×0.5%			
高さ h	+30, -20									
延長 L	-200									

出来形管理基準及び規格値

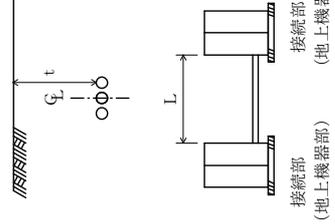
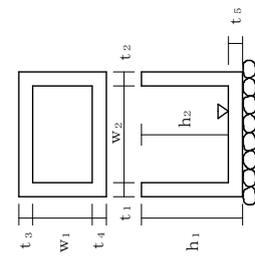
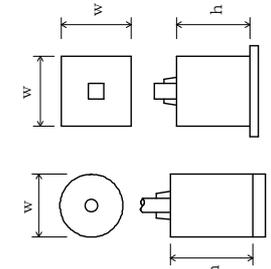
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)	中規模以上			
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽ 厚さ	t < 15cm	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与え恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	10-2-4
							t ≥ 15cm	-30	-10			
							幅	-45	-15			
								-100	—			
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ 幅	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。	10-2-4		
							-25	—				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

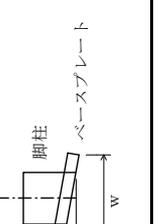
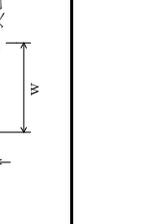
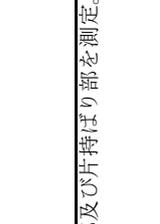
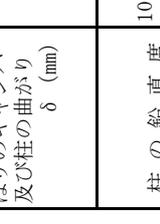
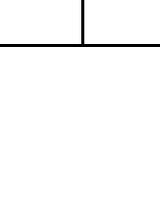
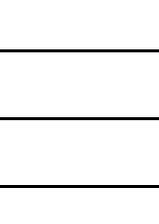
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		10-2-5-9
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
10	2	踏掛版工	4		(コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		10-2-7-4
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	—			
						中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10	2	大型標識工	4	1	(標識基礎工)	幅	-30	基礎一基毎		10-2-9-4
						高さ	-30			
10	2	大型標識工	4	2	(標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		10-2-9-4

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	2	舗装	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		10-2-12-5
							延長 L	-200			
10	道路編	2	舗装	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ∇	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		10-2-12-5
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
10	道路編	2	舗装	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		10-2-12-6	
						高さ h	-30				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編		章		節		条		枝番		工 種		測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準		測 定 箇 所		摘 要	
10 道路編		3 橋梁下部		3 工場製作工		3				鋼製橋脚製作工		脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)		w/500		各脚柱、ベースプレートを測定。				10-3-3-3	
												部 材		±2		全数を測定。				10-3-3-3	
										仮組立時		孔の位置		±2		全数を測定。				10-3-3-3	
												孔の径 d		0~5		全数を測定。				10-3-3-3	
												柱の中心間隔、 対角長 L (m)		$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots 20m < L$		両端部及びび片持ばり部を測定。				10-3-3-3	
												はりのキヤンバー 及び柱の曲がり の鉛直度 δ (mm)		L/1000		各主構の各格点を測定。				10-3-3-3	
												柱の鉛直度 δ (mm)		$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$		各柱及びび片持ばり部を測定。 H : 高さ (m)				10-3-3-3	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台駆体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋箱抜き形状の詳観」による。		10-3-6-8
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						胸壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 ϕ	± 30			
						支間長及びび中心線の変位	± 50			
						支承部	$+10 \sim -20$			
アンカー	± 20									
ボルトの箱抜き規格値	1/50以下									

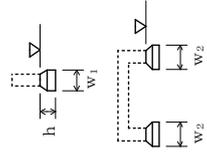
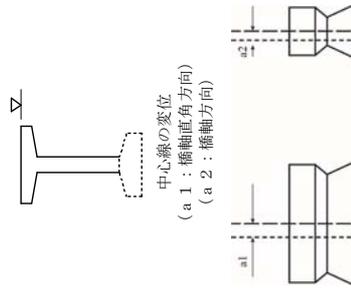
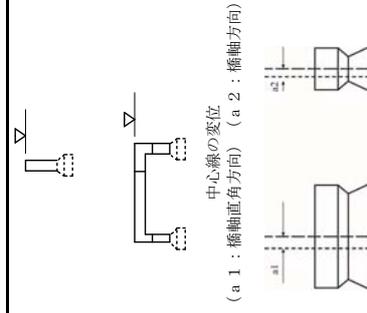
出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚駆体工 (張出式) (重力式) (半重力式)		基準高 ∇	± 20	橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1 (橋脚方向)	-20			
							敷幅 w_2 (橋脚方向)	-50			
							高さ h	-50			
							天端長 l_1	-50			
							敷長 l_2	-50			
							橋脚中心間距離 θ	± 30			
							支間長及び中心線の変位	± 50			
							計画高	+10~-20			
							平面位置	± 20			
							アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚駆体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		10-3-7-9	
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1	-20				
						敷 幅 w_2	-20				
						高 さ h	-50				
						長 さ l	-20				
						橋脚中心間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の变位	± 50				
						支 承 部 箱 抜き アンカー ボルトの 規格値	計 画 高				+10~-20
							平 面 位 置				± 20
							アンカーボルトの 鉛直度				1/50以下
						10 道路編	3 橋梁下部				8 鋼製橋脚工
幅 (橋軸方向) w	-50										
高 さ h	-50										
長 さ l	-50										

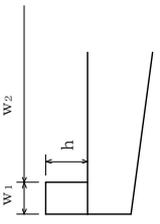
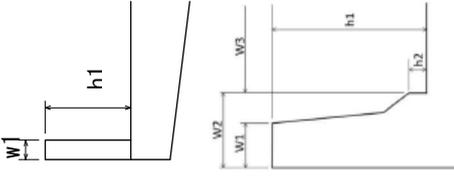
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚フォーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-9
							幅 w_1, w_2	-50			
							高さ h	-50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 \emptyset	± 30			
							支間長及び中心線の変位	± 50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		10-3-8-10
							橋脚中心間距離 \emptyset	± 30			
							支間長及び中心線の変位	± 50			
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	現場継手工	現場継手部のすぎ間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		10-3-8-11

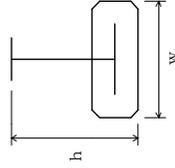
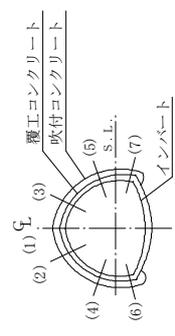
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	4	鋼橋上部	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3... θ ≤ 10 ±4... θ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-4-3-9
		部材長 θ (m)									
10	道路編	4	鋼橋上部	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
		可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。				
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)				コクリット 橋	鋼橋	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
			橋軸方向				橋軸直角方向	1/100			
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差				可動支承の移動 可能量 注3)	5			
			可動支承の移動 可能量 注3)				温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上				
10	道路編	4	鋼橋上部	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)		10-4-5-10
		可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上				上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を均配なりに据付ける場合を除く。				
			支承中心間隔 (橋軸直角方向)				コクリット 橋	鋼橋	注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
			橋軸方向				橋軸直角方向	1/300			
			可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差				可動支承の移動 可能量 注3)	5			
			可動支承の移動 可能量 注3)				温度変化に伴う移動 量計算値の1/2 以上				

出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	4	鋼橋上部	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)		10-4-8-3
							アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内			
10	道路編	4	鋼橋上部	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-5
							地覆の高さ h	-10～+20			
							有効幅員 w_2	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5～+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		10-4-8-6 10-4-8-7
							地 覆 の 幅 w_2	-10～+20			
							高 さ h_1	-20～+30			
							高 さ h_2	-10～+20			
							有 効 幅 員 w_3	0～+30			
10	道路編	4	鋼橋上部	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		10-4-8-8
							高 さ	±4			

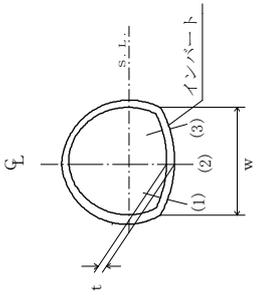
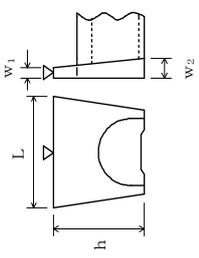
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	5	コンクリート橋上部	6	プレビーム桁橋工	プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスト シリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央 部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		10-5-6-2
							高さ	10 -5			
							桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ-5) かつ -30mm以内			
							横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとす。	<p>施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準 (構造編) にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。</p> 	10-6-4-3	
							位置間隔	—			
							角度	—			
							削孔深さ	—			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	4		ロックボルト工	孔	—	<p>施工延長40m毎に断面全数検測。</p>	10-6-4-4	
							突出量	プレート下面から10cm以内			

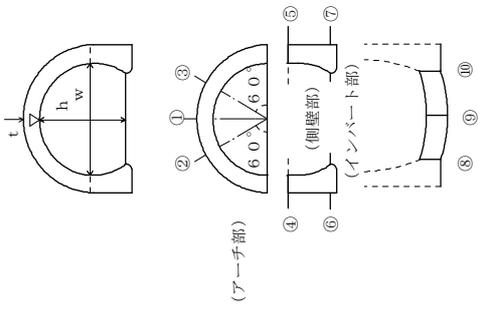
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3			覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面 (施工継手の位置) において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。		10-6-5-3
							幅 w (全幅)	-50			
							高さ h (内法)	-50			
							厚さ t	設計値以上			
							延長 L	—			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5			床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	10-6-5-5	
							厚さ t	-30			

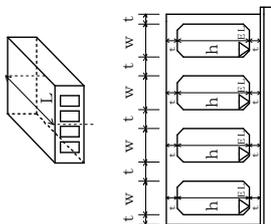
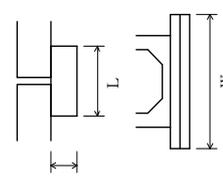
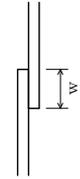
出来形管理基準及び規格値

単位: mm		編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 インバート工	4				インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		10-6-6-4
								厚さ t	設計値以上			
								延長 L	-			
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4				坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		10-6-8-4
								幅 w ₁ , w ₂	-30			
									高さ h			
延長 L	-200											

出来形管理基準及び規格値

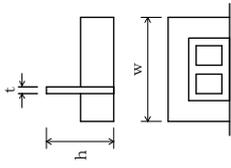
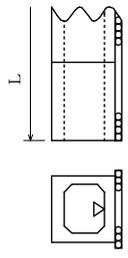
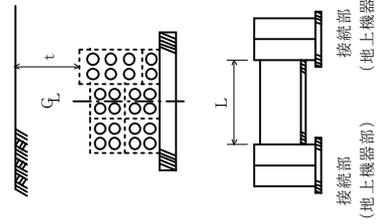
単位: mm		測 定 箇 所		測 定 基 準		規 格 値		測 定 項 目		種 工		枝 番		条		節		章		編	
10-6-8-5				基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		±50 -50 -50 -20 —		基準高▽ (拱頂) 幅 w (全幅) 高さ h (内法) 厚 さ t 延 長 L		明り巻工				5		8 坑門工		6 トンネル (NATM)		10 道路編	

出来形管理基準及び規格値

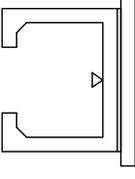
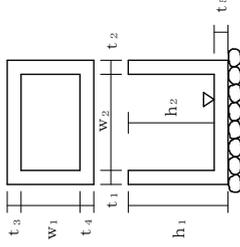
編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	共同溝	2		現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-2
							厚さ t	-20			
							内空幅 w	-30			
							内空高 h	± 30			
							ブロック長 L	-50			
10	道路編	11	共同溝	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		10-11-6-4
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
10	道路編	11	共同溝	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。		10-11-6-5
10	道路編	11	共同溝	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。		10-11-6-5

単位：mm

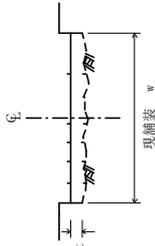
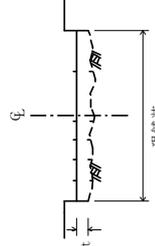
出来形管理基準及び規格値

編		章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	共同溝	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所での測定。		10-11-6-5
							幅 w	±50			
							厚さ t	-20			
10	道路編	11	共同溝	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎		10-11-7-2
							延長 L	-200			
10	道路編	12	電線共同溝	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1ヶ所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】		10-12-5-2
							延長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

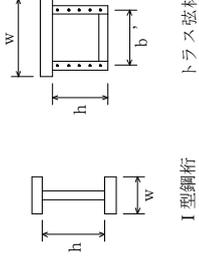
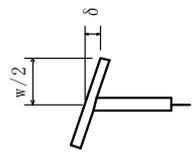
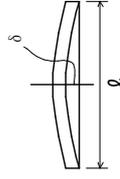
編		章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	12	電線共同溝	5	電線共同溝工	プレキヤストボックス工(特殊部)	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		10-12-5-3
							測定箇所				
10	道路編	12	電線共同溝	6	付帯設備工	ハンドホール工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		10-12-6-2
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			
							測定箇所				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工		厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		10-14-4-5
							厚さ t (オーバーレイ)	-9				
							幅	-25				
							延長 L	-100				
							平坦性	-	3m ² プロファイルター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工		厚さ t	-30		幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		10-14-4-7
							幅 w	-50				
							延長 L	-100				

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	鋼桁等		
10	16	3	4	桁補強材製作工	桁補強材製作工	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	
						腹板高 h (m)		構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
10	16	3	4	桁補強材製作工	桁補強材製作工	フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	各支点及び各支間中央付近を測定。		10-16-3-4	
						圧縮材の曲がり δ (mm)		主要部材全数を測定。 θ : 部材長 (mm)			

単位：mm

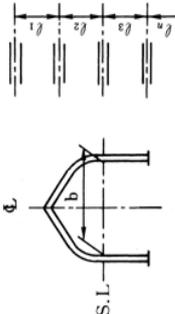
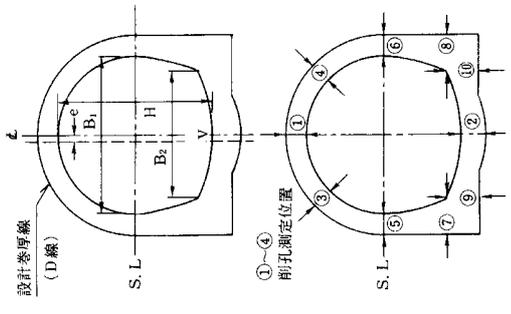
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
11 水路編	1 開水路	3 現場打フルム水路			開水路（現場打）	基準高 V	±30	<p>基準高、厚さ、幅、高さについては、施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ（直線部）については、施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ（曲線部）は、1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未滿は、2箇所測定する。</p>		<p>スパン長の標準を9mとした場合</p>									
						厚さ T	-20												
						幅 B	-25												
						高さ H	-25												
						中心線のズレ e	直線部 ±50 曲線部 ±100												
						施工延長	-0.1% ただし、延長150m未滿は-150												
						スパン長 L	直線部 ±20 曲線部 ±30												
						11 水路編	2 暗渠及びサイホン							サイホン（現場打）及び暗渠	基準高 V	(サイホン) ±50 (暗渠) ±30	<p>上記と同一。</p>		<p>スパン長の標準を9mとした場合</p>
															厚さ T	-20			
															幅 B	-20			
高さ H	-20																		
中心線のズレ e	直線部 ±50 曲線部 ±100																		
施工延長	-0.1% ただし、延長150m未滿は-150																		
スパン長 L	直線部 ±20 曲線部 ±30																		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11	水路トンネル			支保工		間隔	±75	幅、間隔は、全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は、原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。	
						幅 (Bタイプ) (C、Dタイプ)	-0 -40				
11	水路トンネル			コンクリート覆工		基準高 V	±50	1. 基準高、厚さ、幅、高さについては、1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 2. 巻厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において、図に示すの各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートにおいて、1スパンの端面(施工継目)において、図に示すの各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図のにおいて50mにつき1箇所、において100mにつき1箇所の割合で行う。ただし、トンネル延長が100m未満のものについては、2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。			
						厚さ T	-0				
						幅 B	-40				
						高さ H	-40				
						中心線のズレ e	直線部				±100
							曲線部				±150
						施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満は-150				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

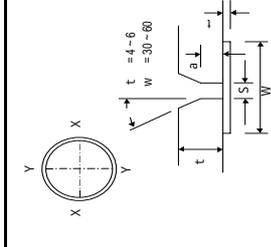
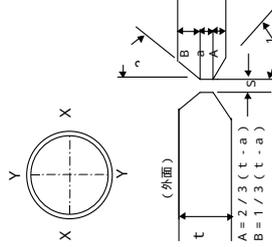
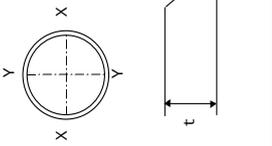
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 水路編	3 管水路	7 布設及び接合	コンクリート二次製品		管水路 (コックリト二次製品)	基準高 V	1 ± 30	中心線のズレ(直線部)につき 1箇所の割合でおおむね50mにつき 中心線のズレ(曲線部)については、 おおむね10mに1箇所の割合で測定す る。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔、ゴム輪位置について は、1本毎に測定する。	<p>ゴム輪位置又は ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高(V)はV₁、V₂のいずれか一 方を測定し管理する。</p>	<p>1ただし、被 圧地下水のある 場合±50 ・Vの測定は原則 底(V1)を原則 とし、測定時期 は埋戻完了とす る。ただし、下 1,350mm以下 又は、管底での 測定作業が困難 な場合は、管頂 (V2)でもよ い。 ・eの測定は管 頂まで埋戻時の 管頂を原則とす る。なお、「埋 戻完了」とは特 に指示がない場 合は舗装(表 層、上層路盤、 下層路盤)を除 いた埋戻完了時 点とする。</p> <p>2の規格値は - 0.1%とす る。ただし、延 長200m未满是 - 200とする。</p>
						中心線のズレ e	±100			
						施工延長	2			
						ジョイント間隔 z	別表ア 参照			
						ゴム輪の位置 y	別表イ 参照			
11 水路編	3 管水路	7 布設及び接合	3 ダクタイル 鑄鉄管		管水路 (ダクタイル鑄鉄管)	基準高 V	1 ± 30	中心線のズレ(直線部)につ いては、施工延長おおむね50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)については、 おおむね10mに1箇所の割合で測定す る。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に 測定する。	<p>ジョイント間隔 測定位置</p> <p>基準高(V)はV₁、V₂のいずれか一 方を測定し管理する。</p>	
						中心線のズレ e	±100			
						施工延長	2			
						ジョイント間隔 z	別表ウ 参照			
						基準高 V	1 ± 30			
11 水路編	3 管水路	7 布設及び接合	4 強化プラスチック複合管		管水路 (強化プラスチック複合管)	基準高 V	1 ± 30	設計図書に示された基準高、あるいは 埋設深、中心線のズレ(直線部)につ いては、施工延長おおむね50mにつき 1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)については、 おおむね10mに1箇所の割合で測定す る。 上記未满是2箇所測定する。	<p>基準高(V)はV₁、V₂のいずれか一 方を測定し管理する。</p>	
						中心線のズレ e	±100			
						施工延長	2			
						ジョイント間隔 z	別表工 参照			
						埋設深 H	-50			
11 水路編	3 管水路	7 布設及び接合	5 硬質塩化ビニル管		管水路 (硬質塩化ビニル管)	基準高 V	1 ± 30	<p>基準高(V)はV₁、V₂のいずれか一 方を測定し管理する。</p>		
						中心線のズレ e	±120			
						施工延長	2			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	水路編	3	管水路		管種等の適用範囲は原則として下記による。 JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) 管寸法 80A~3500A 塗覆装方法 管外面 プラスチック被覆 管内面 エポキシ樹脂塗装とする。 接合法 突き合わせ溶接継手とする。 工法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接合部までとする。 通常の開削による布設工法とは、矢板土留、建込簡易土留を含むものとする。	基準高 V	±30 ただし、被圧地下水のある場合±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については、施工延長おおむね50mにつき1箇所(曲線部)については、おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是、2箇所測定する。		・Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻完了後とする。ただし、1,350mm以下又は、管底での測定作業が困難な場合は、管頂(V2)でもよい。 ・eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは特に指示がなく表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
						中心線のズレ e	±45			
11	水路編	3	管水路		V型開先 (両面溶接)	基準高	±30 ただし、被圧地下水のある場合±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については、施工延長おおむね50mにつき1箇所(曲線部)については、おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未满是、2箇所測定する。		・Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は埋戻完了後とする。ただし、1,350mm以下又は、管底での測定作業が困難な場合は、管頂(V2)でもよい。 ・eの測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。なお、「埋戻完了」とは特に指示がなく表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。
						施工延長	0.1% ただし、延長200m未満は-200			
11	水路編	7	塗覆装鋼管	接合	V型開先 (両面溶接)	ルートをギャップ S	0~3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場所のみ全溶接箇所を測定する。		左記によらない場合は特記仕書によるものとする。
						開先角度	30~35°			
11	水路編	7	塗覆装鋼管	接合	V型開先 (片面溶接)	ルートをフェイス a	2.4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場所のみ全溶接箇所を測定する。		左記によらない場合は特記仕書によるものとする。
						開先角度	30~35°			
11	水路編	7	塗覆装鋼管	接合	V型開先 (片面溶接)	ルートをフェイス a	2.4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場所のみ全溶接箇所を測定する。		左記によらない場合は特記仕書によるものとする。
						開先角度	30~35°			

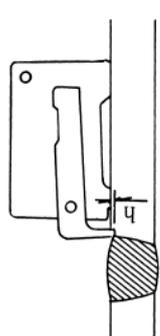
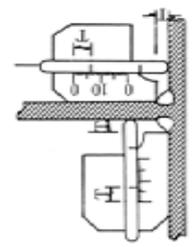
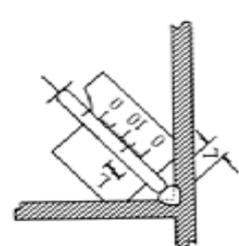
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	水路	編	2	塗覆装鋼管	V型開先 (片面裏当溶接)		ルートギャップ S	4~8	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場所のみ全溶接箇所を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
							開先角度	22.5~27.5°			
							ルートフェイス a	2.4			
11	水路	編	2	塗覆装鋼管	X型開先 (両面溶接)		ルートギャップ S	0~3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場所のみ全溶接箇所を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
							開先角度	30~35° 40~45°			
							ルートフェイス a	2以下			
11	水路	編	2	塗覆装鋼管	周継手溶接		t : 板厚	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
							e : 目違い				両面溶接 t 6 e 1.5 6<t 20 e 0.25t 20<t 38 e 5.0 片面溶接 t 6 e 1.5 6<t 16 e 0.25t 16<t 38 e 4.0
							t : 板厚 h : 余盛高 : h t 12.7 h 3.2 t > 12.7 h 4.8				

出来形管理基準及び規格値

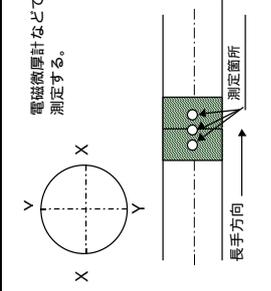
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	塗覆装鋼管	2	接合	周継手溶接	アンダカット h	h 0.5は不合格。 0.3 < h 0.5は、1個の長さ30mm(内側にあっては50mm)を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 h 0.3は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
											2	接合	すみ肉溶接	ビード外観
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	塗覆装鋼管	2	接合	すみ肉溶接	脚長 T	指定脚長を下まわってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で -1.0mm までは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
										のど厚 L	指定のど厚を下まわってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で -0.5mm までは認める。			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	塗覆装鋼管	接合	すみ肉溶接	アンダカッタ h	0.5<h<1.0の時アンダカッタの長さが板厚よりも大きいものがある場合はならぬ。 h: 1.0のアンダカッタはあってはならぬ。		
									ピット	ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。しかし直径が1mmを超えるものはあってはならぬ。		
									ピード外観	ピード表面に極端な不揃い部分があってはならぬ。		
									その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークスラストの跡、有害と認められる程度のオット、ジグ跡などの欠陥があってはならぬ。		
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	塗覆装鋼管	接合	放射線透過試験	別表オの判定基準参照	周継手溶接の場合、現場溶接箇所数の10%とする。また、1継手の検査は2箇所とする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		
									外観	水分、錆、油等があってはならぬ。		
										現場塗装全面を点検する。		
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	塗覆装鋼管	接合	現場塗装			JIS G 3443-4に準じる。	

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
11	水路編	3	管水路	7	布設及び接合	2	塗覆装鋼管	現場塗装	エポキシ樹脂塗装	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
											外觀	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗れなどがあってはならない。	現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4に準じる。
											膜厚	最低膜厚は特記仕様書に規定する膜厚を下まわってならない。	現場塗装面所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)		
											ピンホール	火花の発生するような欠陥があってはならない。	現場塗装全面を点検する。	<p>ホリデーターディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="686 358 766 694"> <tr> <td>標準試験電圧</td> <td></td> </tr> <tr> <td>塗膜の厚さ (mm)</td> <td>試験電圧 (DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5以上</td> <td>2000 ~ 2500</td> </tr> </table>	標準試験電圧
標準試験電圧															
塗膜の厚さ (mm)	試験電圧 (DC V)														
0.5以上	2000 ~ 2500														
			附着性	附着不良の欠陥があってはならない。						柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。					

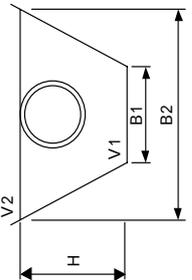
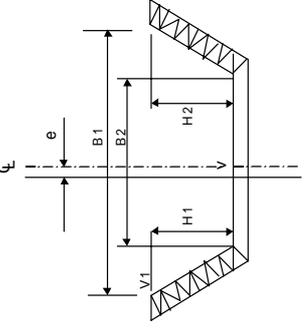
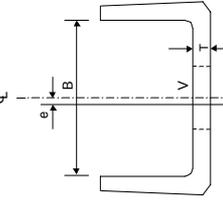
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

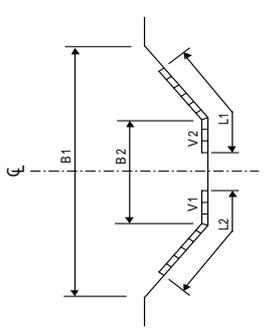
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11 水路編	3 管水路	7 布設及び接合	2 塗覆装鋼管	現場塗装	アスファルト塗覆装	プライマー塗装	塗り過ぎ、たれ、塗り残しがあってはならない。	現場塗装全面を点検する。		水適用塗覆鋼管 ジョイントコー トの場合は、 MSP 012-92に 準拠する。	
						外観	有害なふくれ、へこみ、たれ、突部、異物の混入などや塗り残しがあってはならない。				
						膜厚	最低膜厚は別表力の最小厚さ以上でなければならない。				
						ピンホール	火花の発生するよう な欠陥があってはな らない。	現場塗装全面を点検する。	<p>ホリデーデテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。</p>		
						密着性	剥離があってはならない。		<p>ホリデーデテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。</p> <p>柄の長さ250mm、重量約10.1kgの鋼製の槌を用い、塗膜を軽く槌打ちして剥離の有無を点検する。</p>		
						焼損	あってはならない。	ジョイントコート全数を点検する。			
						両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあってはならない。				
						ふくれ	ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあってはならない。				
						工場被覆部との重ね代(a)	片側50mm以上				
						ピンホール	火花が発生するよう な欠陥があってはな らない。	ジョイントコート全 数を点検する。	<p>ホリデーデテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。</p>		
膜厚	1.5mm以上 ただし、加熱収縮後	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	3	7		砂基礎	管水路基礎 (砂基礎等)	高さ H	±30	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		管径600mm以上に適用する。 600mm未満については特記仕様書による。基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。
						幅 B	-100			
11	1	6		コンクリートブロック積 鉄筋コンクリート組立 柵渠	コンクリートブロック積	基準高 V	±50	基準高、中心線のズレ(直線部)については、施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)については、おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、高さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		幅、高さは組立柵渠には適用しない。
						中心線のズレ e	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						幅 B	-40			
						高さ H	-40			
						施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満は-150			
11	1	5		コンクリート二次製品水路 鉄筋コンクリート二次製品水路	コンクリート二次製品 大型アユール水路 鉄筋コンクリートL型水路	基準高 V	±75	基準高、中心線のズレ(直線部)については、施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。中心線のズレ(曲線部)については、おおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 厚さ、幅については施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		幅(B)、厚さ(T)はL型水路のみ測定する。
						厚さ T	-20			
						幅 B	-25			
						中心線のズレ e	直線部 ±50 曲線部 ±100			
						施工延長	-0.1% ただし、延長150m未満は-150			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11 水路 編	1 開水路	4 コンクリートライニング水路			ライニング水路 連節ブロック コンクリートマット	基準高 V	±75	施工延長おむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。		布設時の値である。
						幅 B	-75			
						法長 L	法長2m未滿 -50 法長2m以上 -100			
						施工延長	-0.1% ただし、延長150m 未滿は-150			
11 水路 編	附帯構造物				附帯構造物 チェック 放水工 余水工 落差工 流入工	基準高一般	±30	構造図の寸法表示箇所を測定する。		
						基準高 余水工などの越流部の 末端部の指定標高からのはずれ	±10			
						余水吐等の越流、末端 等の凹凸	-			
						部材の厚さ 内部断面寸法	-20 -25			
11 水路 編	附帯構造物				分水工	中心線のズレ e	直線部 50 曲線部 100	構造図の寸法表示箇所を測定する。		
						基準高	±25			
						内部断面寸法	-20 +1%又は+20			
						部材の厚さ	+5%又は10mmのうち 大きい方			
					中心線のズレ e	50				

別表 ア

管水路 コンクリート二次製品のジョイント間隔規格値

J I S A 5 3 7 2 R C 管

(単位：mm)

呼び径	標準値	規格値		
150	6	+ 5	- 6	
200	6	+ 5	- 6	
250	6	+ 5	- 6	
300	6	+ 4	- 6	
350	6	+ 4	- 6	
400	8	+ 3	- 8	
450	8	+ 3	- 8	
500	8	+ 3	- 8	(- 5)
600	8	+ 5	- 8	(- 5)
700	8	+ 4	- 8	(- 5)
800	8	+ 5	- 8	(- 5)
900	8	+ 7	- 8	(- 5)
1,000	10	+ 8	- 10	(- 7)
1,100	10	+ 9	- 10	(- 7)
1,200	10	+ 11	- 10	(- 7)
1,350	10	+ 12	- 10	(- 7)
1,500	8	+ 7	- 8	
1,650	8	+ 7	- 8	
1,800	8	+ 7	- 8	
2,000	8	+ 7	- 8	
2,200	8	+ 7	- 8	
2,400	10	+ 7	- 10	
2,600	10	+ 7	- 10	
2,800	10	+ 7	- 10	
3,000	10	+ 7	- 10	

J I S A 5 3 3 3 P C 管

(単位：mm)

呼び径	標準値	規格値	
150	-	-	-
200	-	-	-
250	-	-	-
300	-	-	-
350	-	-	-
400	-	-	-
450	-	-	-
500	8	+ 16	- 5
600	10	+ 18	- 7
700	10	+ 18	- 7
800	10	+ 18	- 7
900	10	+ 18	- 7
1,000	12	+ 21	- 9
1,100	12	+ 21	- 9
1,200	12	+ 21	- 9
1,350	12	+ 21	- 9
1,500	14	+ 24	- 11
1,650	14	+ 24	- 11
1,800	14	+ 24	- 11
2,000	14	+ 24	- 11
2,100	15	+ 23	- 12
2,200	15	+ 23	- 12
2,300	15	+ 23	- 12
2,400	15	+ 23	- 12

注) 1. 印の呼び径は、JIS規格外であり参考値である。

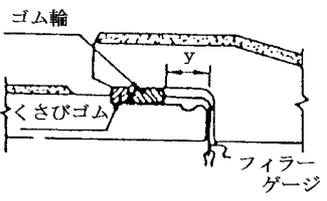
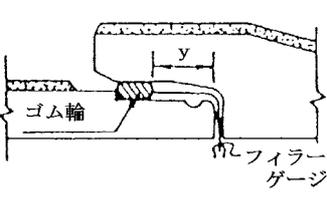
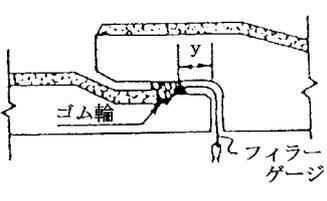
2. 規格値は、埋戻し後の値であり、4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

3. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。

4. () 内の数値は、スペーサ用ゴムを添付した場合のものである。

別表 イ
管水路（コンクリート二次製品）のゴム輪位置規格値

（単位：mm）

規格 呼び径	J I S A 5 3 3 3 P C 管					
	遠心力方式		ロール転圧方式		遠心力方式	
	標準値	規格値	標準値	規格値	標準値	規格値
500						
600						
700						
800						
900	50	- 9	60	- 9	18	- 10
1,000	65	- 9	70	- 9	20	- 10
1,100	65	- 9	70	- 9	20	- 10
1,200	65	- 9	70	- 9	20	- 10
1,350	65	- 9	70	- 9	20	- 10
1,500	85	- 9	75	- 9	22	- 10
1,650	85	- 9	75	- 9	22	- 10
1,800	85	- 9	75	- 9	22	- 10
2,000	85	- 9	75	- 9	22	- 10
2,100	90	- 10	90	- 10	23	- 11
2,200	100	- 10	90	- 10	23	- 11
2,300	100	- 10	90	- 10	23	- 11
2,400	100	- 10	90	- 10	23	- 11
製造方法	遠心力方式		ロール転圧方式		遠心力方式	
継手方法	R O 形			S L 形		
測定方法						

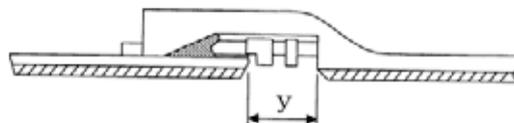
- 注) 1. 印の呼び径は、JIS規格外であり参考値である。
 2. 規格値は、接合時の値であり、4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 3. 接合時に、規格値を超えた場合は再度接合を行うこととする。
 4. 上表はS型PC管のRO形及びSL形継手方式に適用する。
 5. 規格値の+（プラス）側は規定しないので-（マイナス）側のみで行うこととする。

別表 ウ
管水路（ダクタイトイル鑄鉄管）ジョイント間隔規格値

（単位：mm）

規格	JIS G 5526		JIS G 5526, 5527及び JDP A G 1027		JIS G 5526, 5527及び JDP A G 1029		JIS G 5526, 5527及び JDP A G 1027, 1029	
	A形		K形		U形		T形	
呼び径	規格値		規格値		規格値		規格値	
75	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 16	0
100	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 16	0
150	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 16	0
200	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 14	0
250	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 14	0
300	+ 19	0	+ 19	0	-	-	+ 24	0
350	+ 31	0	+ 31	0	-	-	+ 24	0
400	-	-	+ 31	0	-	-	+ 24	0
450	-	-	+ 31	0	-	-	+ 24	0
500	-	-	+ 31	0	-	-	+ 30	0
600	-	-	+ 31	0	-	-	+ 30	0
700	-	-	+ 31	0	+ 35	- 5	+ 30	0
800	-	-	+ 31	0	+ 35	- 5	+ 30	0
900	-	-	+ 31	0	+ 35	- 5	+ 40	0
1,000	-	-	+ 36	0	+ 35	- 5	+ 40	0
1,100	-	-	+ 36	0	+ 35	- 5	+ 40	0
1,200	-	-	+ 36	0	+ 35	- 5	+ 50	0
1,350	-	-	+ 36	0	+ 35	- 5	+ 50	0
1,500	-	-	+ 36	0	+ 35	- 5	+ 60	0
1,600	-	-	+ 40	0	+ 36	- 5	+ 70	0
1,650	-	-	+ 45	0	+ 36	- 5	+ 70	0
1,800	-	-	+ 45	0	+ 36	- 5	+ 80	0
2,000	-	-	+ 50	0	+ 36	- 5	+ 90	0
2,100	-	-	+ 55	0	+ 36	- 5	-	-
2,200	-	-	+ 55	0	+ 36	- 5	-	-
2,400	-	-	+ 60	0	+ 36	- 5	-	-
2,600	-	-	+ 70	0	+ 36	- 5	-	-

- 注) 1. 規格値は埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から行うものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 なお、「埋戻し後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻し完了時点とする。
 3. ダクタイトイル鑄鉄管のうちU形管の標準値は、下図のy寸法である。



4. JDP A G 1027（農業用水用ダクタイトイル鑄鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・ T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
 JDP A G 1029（推進工法用ダクタイトイル鑄鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・ T形：250～700、U形：800～2,600
 JDP A G 1027（農業用水用ダクタイトイル鑄鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイトイル鑄鉄異形管）のK形に準じる。
 5. JIS G 5527（ダクタイトイル鑄鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイトイル鑄鉄管）のK形、U形に準じる。

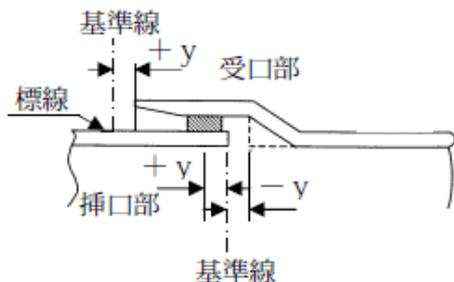
別表 工
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔規格値

（単位：mm）

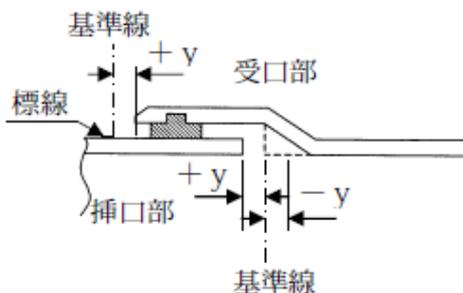
規格	JIS A 5350		JIS A 5350		JIS A 5350	
	B形及びT形		C形		D形	
呼び径	規格値		規格値		規格値	
200	+22	-22 (0)	+22	0	+15	- 3
250	+22	-22 (0)	+22	0	+15	- 3
300	+25	-25 (0)	+25	0	+15	- 3
350	+25	-25 (0)	+25	0	+15	- 3
400	+28	-28 (0)	+28	0	+25	- 3
450	+28	-28 (0)	+28	0	+25	- 3
500	+35	-22 (0)	+35	0	+25	- 3
600	+35	-22 (0)	+35	0	+25	- 3
700	+35	-22 (0)	+35	0	+25	- 3
800	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
900	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
1,000	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
1,100	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
1,200	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
1,350	+35	-22 (0)	+35	0	+30	- 5
1,500	+35	-22 (0)	+35	0	+35	- 5
1,650	+53	-22 (0)	+53	0	+35	- 5
1,800	+53	-22 (0)	+53	0	+35	- 5
2,000	+63	-22 (0)	+63	0	+35	- 5
2,200	+63	-22 (0)	+63	0	+40	- 5
2,400	+75	-22 (0)	+75	0	+40	- 5
2,600	+75	-22 (0)	-	-	-	-
2,800	+85	-22 (0)	-	-	-	-
3,000	+85	-22 (0)	-	-	-	-

- 注) 1.規格値は、埋戻し後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から行うものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻し後の測定は、原則として呼び径700mm以下の測定は必要ない。
 3. ()内の数値は、点線で示した形状の管に適用する。

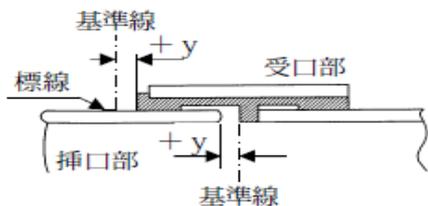
B形



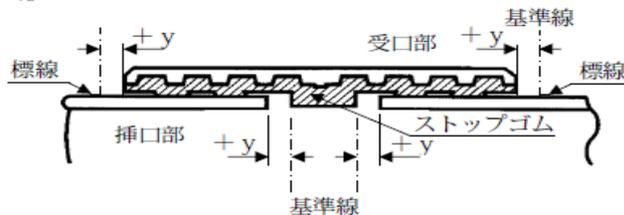
T形



C形



D形



D形において、管がストップゴムをつぶしている場合は (-) とする。なお、その場合受口側の値を0とする。

別表 オ
放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3 0 5 0 A 基準)

項 目	判 定 基 準
ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ25mm以下合格とする。
目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個長さ40mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を越えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には「溶落ち」と同様に扱う。
融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を越えることなく、連続した溶接長さ300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを越えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
タンゲステン巻込み	タンゲステン巻込みは、JIS Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
虫状気孔	虫状気孔は、JIS Z 3104付属書の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長さ300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを越えないものは、50mm以上離れていなければならない。
割れ	割れは、すべて不合格とする。
きずの集積	上記に掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長さ300mm当たり50mm（目違いによる溶接不良を除く）以下を合格とする。ただし、目違いによる溶込み不良に掲げるきずを除く。
アングカッタ	内面のアングカッタは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を越えてはならない。
きずの写真濃度	(a)透過写真上の大きさで合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には不合格とする。 (b)内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表 力
塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最 小 厚 さ (mm)
直管 テーパ付き直管 異形管	<p>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」溶剤形エポキシ樹脂塗装</p> <p>【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管 - 第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」</p>	<p>0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A -101-2009)」による)</p> <p>2.0mm以上</p>
現場溶接部	<p>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管 - 第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」溶剤形エポキシ樹脂塗装</p> <p>【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」</p>	<p>0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A -101-2009)」による)</p> <p>プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上</p>
備考	<p>1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP012)」プラスチック系を基本とする。 なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>	